

平成23年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成23年2月25日 午前10:00

○散 会 午後 3:05

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	6 番 澤 井 昭 二 郎	7 番 菅 原 久 和
8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹	10 番 佐 藤 義 久
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

5 番 菅 原 理 恵 子

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐々木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿

追分出張所長 三 浦 喜 博 幼児教育課長 小 玉 隆
高齢福祉課長 伊 藤 律 子 健康推進課長 伊 藤 正 吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 門 間 善一郎

平成23年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成23年2月25日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦勞さまでございます。

それでは、ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

5番菅原理恵子議員より、所用のため欠席届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、14番藤原典男議員、2番大谷貞廣議員、19番佐々木嘉一議員、4番藤原幸作議員、15番西村 武議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席においてお願い致します。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。

3月議会を準備されました市長をはじめ職員の皆さん、本当に御苦勞さまでございます。

そしてまた、朝早くから議会の傍聴に駆けつけられた市民の皆さん、本当に御苦勞さまでございます。

私は、市民生活に関わる点について、3点について一般質問を行いたいと思いますので、宜しくお願い致します。

一つめの点は、雇用対策について伺います。

雇用情勢は依然として厳しい状態が続き、2009年の5月時点では完全失業率5.3%、完全失業者は360万人を超え、2010年11月の段階でも緩やかに改善されてはきましたが完全失業者は318万人で、9カ月連続で完全失業率が5%以上の状態が続いております。特に15歳から24歳までの若者は、働きたいと思っても就職できないでいる人が完全失業者49万人と就業希望者180万人と合わせ167万人もおり、同世代の就業被希望者を除く740万人のうち実に22.6%、5人に1人という深刻な状況です。これは総務省の労働力

調査2010年7月から9月期平均によるものです。政府は2008年から2010年2月補正予算まで、ふるさと雇用再生事業特別交付金および緊急雇用創出事業臨時特例交付金で、秋田県では合計で194億6,000万円を受け、その中で重点分野雇用創造事業としては、介護、医療、環境、エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究分野および各都道府県において当該地域の成長分野として設定された合計で11分野となっております。事業実施期間として2010年度補正予算1,000億円は、2011年度中に開始した事業に限り2012年度までの事業実施を可能とするとあります。

今後これらのことに関して、十分に対策を練る必要が市でもあると思います。補正予算の雇用対策関係は3,700億円で、その主な施策は今年度新卒者就職実現プロジェクトとして政府が目玉政策としているのは、2010年9月の経済対策で10年度末までとした実施期間を2011年度末まで延長するもので、次の三つの奨励金を支給するものです。一つめは3年以内既卒者採用拡大奨励金、二つめは3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、三つめは既卒者育成支援奨励金となっておりますので、潟上市内で採用する企業があれば、こういうことも行政の責任で企業側に伝えていく必要があると思います。今、各自治体は若者の就業支援策として就職の際の面談へのアドバイスや就職相談も行い、実績を上げているところもあります。このようなことも取り組む必要があると思いますが、どうでしょうか。

本市も国や県の経済雇用対策を受けて行政の仕事として雇用の創出に取り組んできたところです。去年は特に住宅リフォーム制度が作られ、地元の中小業者の皆さんが仕事が増えたということでうれしい悲鳴が上がりましたが、今年度も県・市も継続ということで、業者の皆さんのみならず私も喜んでいところでございます。今年度も雇用確保のために、今までの雇用対策の総括から今年度も必要な業務ということで、各分野どのような規模で雇用の確保に当たるのか伺いたいと思います。

この後、政府の政策も活用できるのかどうかについても伺いたいと思います。

二つめの質問に入ります。

税金滞納者への対応について伺います。

今、税金を滞納している世帯が、この雇用情勢の中で増えてきております。特に国民健康保険税の未納・滞納者が全国的にも増えてきており、全国で445万世帯、加入世帯の2割にのぼっております。正規の保険証がなく、資格証明書や短期保険証に置き換えられた世帯は152万世帯にのぼります。この収納対策として、どこの自治体でも頭を痛

めていることと思います。2月2日の国会では、主に国保税の滞納に対する徴収方法が問題だとして本会議の中で取り上げられておりました。滞納者への脅迫まがいの督促、プライバシー無視の財産調査、預貯金、生活必需品の差し押さえなどが各地でひどい状態となっております。NHKの番組でも年金を差し押さえられた方が自殺したということを集めておりました。また、ある例として、大阪での一例を述べておりました。不景気で飲食店を営んでいる男性から次のような訴えが届いたとしています。不景気で客足が落ち、昼間は夫婦ともにパートで働き、子供2人を育ててきましたが、経営が急激に悪化し国保料の支払いが困難になった。それでも役場に相談し、税金の滞納分の支払いについて分納誓約をして毎月そのとおりに納めてきたが、財産調査をして財産があることが判明したから延滞金・滞納合わせて83万5,000円を支払わないと差し押さえを実行するというものです。子供を大学に入れるための学資保険金を全額差し押さえるというものです。約束どおり分納しているのに、このやり方は無茶ではありませんか。子供を大学にやるためにコツコツと貯めてきた学資保険まで差し押さえる、菅総理大臣は本当に胸の痛む思いと発言しておりましたが、法律によれば生活費を除く部分だけでなく、入った年金の全額、サラリーマンであれば給料の全額の差し押さえは可能みたいですが、それを平然として行う自治体があり、国会で問題になったわけです。家や土地を差し押さえて実際に競売にかけ、家から放り出す、そのようなことも行われようとしています。人間の生きる権利を奪うやり方ではないでしょうか。

本市も収納率が低迷しており、県の指導を受けて収納に当たっておりますが、上記に述べたような徴収方法は本市はとらないと思いますが、現状はどうなっているのか、見解についても伺いたいと思います。

三つめの質問に入ります。

長寿社会への本市の取り組みについて伺います。

誰しも憲法25条でうたわれている健康で文化的な生活を営み、人間らしく生き、楽しく長生きしたいと思うのは共通の願いだと思います。自分の健康は自分で守るのが原則ですが、行政としても一人一人の健康状態を把握しながら指導し、必要な健康推進のための施策を進めることは、ますます行政としても重要なウエイトを占めるものになってきていると思います。このことに関して質問したいと思います。

秋田県の死亡原因のトップはがんであり、脳卒中でもあります。この傾向は本市にもあらわれているようですが、塩分の少ない食事への改善指導、がんの早期発見、対応策、

健康指導など、行政が後押しすべき課題はいっぱいあると思います。その中でも子宮頸がんワクチン接種の無料化は、全国的にも全県的にもいち早く本市が実施したものでしたが、瞬く間に全国的な健康への重要な法律的政策となり実施されました。3年前、それまで行ってきた健康診断のあり方が大きく変わり、メタボ対策に重点を置く特定健診の制度となり、従来より受診率が低下したようでしたが、最近では受診率がどう変化しているのか、このことについても本市の取り組みを伺いたいと思います。個人個人の健康を維持する、管理することに、理念とともに財政的支援は不可欠なことと思いますが、今後、市が考えている長寿社会のための施策全般について、市民の理解は不可欠です。どう健康への取り組みへの認識を市民と共有し、一体となった取り組みにするのか、今後、人間ドックへの補助枠、人数の拡大や他市町村でも始めた脳ドック受診の際の補助など、考え方についても伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

傍聴者の皆さんも大変早朝から御苦労さまでした。

14番藤原典男議員の一般質問の一つめ、雇用対策についてお答え致します。

雇用対策については、ハローワーク等の関係機関と一体になって就業相談や雇用機会を増やすための求人開拓を積極的に推進してきているものの、依然として厳しい状況が続いております。潟上市商工会では、21年度から求人コーディネーターを配置し、企業訪問を行いながら求人の掘り起こしを行っております。また、若者への就業支援については、専門機関であるハローワークが実施しておりますので、市では広報等で情報提供を行っております。

本市においては、緊急雇用創出臨時対策基金事業と市単独事業により、22年度まで124名の雇用を創出しております。23年度は9事業で46名の雇用を見込んでおり、分野別では環境関係6事業、教育関係2事業、雇用拡大1事業となっております。

また、政府の政策の一つである重点分野雇用創出創造事業につきましては、人材育成を目的とすること、新規事業であることなどの要件に加え、委託事業で実施しなければならないことから、市では直接雇用のできる緊急雇用事業で雇用の創出を図っております。

今後とも雇用対策については、鋭意努力してまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の一般質問の二つめの納税滞納者への対応についてお答え申し上げます。

まず、本市の収納率についても触れられておりますので、最初に1月末現在の徴収率についてご説明申し上げます。

一般税においては、現年度分について86.2%、前年度同期比較でプラスの1.72%でございます。この滞納繰越分については15.2%、前年度同期比較でマイナスの0.18%となっております。また、国保税については、現年度分70.52%、前年度同期比較でプラス0.44%で、滞納繰越分につきましては13.82%、前年同期比較でプラスの1.07%となっております。それぞれの収納率については、特に滞納繰越分につきましては昨年と比較しまして若干上昇しておる状態でございます。

また、ご質問にありますように分納誓約者への差し押さえにつきましては、分納誓約そのもの自体は、れっきとした納税者との契約であります。このことを守っている納税者への差し押さえについては、本市は誓約にのっとり実施しておりません。

また、年金、給料の全額の差し押さえについては、いったん預貯金口座に振り込まれた時点で国税徴収法による債権ととらえ差し押さえしたものと考えられますが、本市では預貯金口座についてはあらかじめ3カ月前の取引状況を見ながら、特に給料の振り込み口座について本人の承諾を得た上で個々の実積も考慮し、生活の権利を尊重できる範囲に配慮しております。

次に、税金の滞納者への基本的な対応について申し上げます。

税の徴収に当たっては、国税徴収法を上位法として徴収業務に当たっております。また、徴収のみならず月の最終の日曜日には納税相談を設けるなどして、滞納者を含め税金の分納などの納税相談に当たっております。

しかし、税金への、納税への理解はいただいているものの、督促または催促通知にも何ら連絡等音信がない場合は、滞納している納税者には滞納処分として差し押さえを実施せざるを得ないのが現状であります。差し押さえについては、不動産・動産・預貯金・生命保険・給料・タイヤロックによる車等について実施しておりますけれども、差し押さえ前には予告文書を送付して事前に滞納者への通知もしております。市民への納税の平等性を保つ上で権利を発動しているところでございます。

以上のように対応しておりますので、是非ともご理解をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問の三つめ、長寿社会への本市の取り組みについてお答え致します。

潟上市では、市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが安心して生活が送れるよう様々な健康づくり事業を推進しております。

平成20年度からスタートした特定健診につきましては、実施主体が保険者になったことや検査項目が縮小され、メタボの対策に主眼を置いた内容になったことから、市民の間に戸惑いや健診に対する期待感の減退が見られました。これにより受診者は、これまでの市民全体を対象としてきた基本健診に比較し大きく後退しました。

そこで、22年度からは特定健診を早朝に行うがん検診と同時実施とし、また、昨年12月上旬には未受診者対策として受診勧奨はがきを発送するなどし対応したところ、22年度は受診者が28.3%、前年比で11.3%の増まで回復してきております。さらに昨年度は、がん対策に力点を置き、健康づくり講演会では胃がん検診について、また、女性の健康を考えるつどいでは、乳がん・子宮がん検診についての講演や事業を展開してまいりました。さらに、健康づくり組織や各自治会での健康教室等で、がん予防についての学習会を積み重ねてまいりました。そのほか、胃がん検診では、22年度から主にバリウムの飲めない方から要望が多かった胃カメラ検診を実施したり、胃がん検診・大腸がん検診の精密検査となった方に、精密検査が受けやすい環境づくりを提供することから精密検査への補助を実施してまいりました。さらに、がん検診で精密検診となられた方で未受診の方の電話による受診勧奨をするなど、市民の健康を守る事業を展開しております。

そのほか1月からは各自治会の保健会長に呼びかけ、23年度の検診事業に向け検診説明会を実施しているところであります。検診説明会の呼びかけにつきましては、多くの自治会から依頼があり、2月・3月の土日は担当者が連日のように説明会に出向き、検診の説明とともに、より受けやすい検診体制のための多くの市民から意見をいただき、現在、23年度の事業に取り入れていくこととしております。

今後も市民とともに健康問題の共有化を図り、市民と一体となった市民のための健康づくり事業を展開してまいります。

また、脳ドックにつきましては、他事業との関連も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず、雇用対策なんですけれども、今まで雇用対策は市で直接雇用了のが124名ということで、2年間ですから一年間では60名ちょっとですね。これは直接雇用了ということでは私は評価しますけれども、しかし今年46名というのは、もう少し頑張ってもよかったのじゃないかなということ、前年から見ましてそう思いますので、この点についても伺いたいと思います。

それから、環境関係とか教育関係、雇用関係ということで46名ということなんですけれども、具体的にどういう仕事で何名ぐらいずつ雇用拡大しているのか、雇用を計画しているのか、そのことについても伺いたいと思います。

それから、政府の委託事業ということで2011年度の政府の雇用対策、その中では直接雇用とはまた別に介護の問題、教育の問題、環境の問題、エネルギーの問題でも支援策ということになっておりますが、今後、市としても企業に対していろいろ相談していたという話なんですけれども、これからの取り組みだと思うんですね、2011年度については。その辺についてもどうなのか、可能性があるのか、伺いたいと思います。

それから、2番めの税金滞納者への対応なんですけれども、納付相談をしている方については、差し押さえ、そういうことはやらないし、それから向こう3カ月間、給与の関係などいろいろ見ながら、本人と相談して了解があれば生活費を補償しながらその滞納分に充てていくという、本人の了解をいただければということの話がありましたが、全然こちらから、当局からの連絡もなく、年金でも、それから預貯金でも、そういうものを全額差し押さえすることがあるのかということも私も聞きたいと思うんです。

それから、車のタイヤロックということで今始めておりますが、この状況についてはどういう対応の中でタイヤロックを実施しているのか、そこら辺についても伺いたいと思います。

私は、この税金の滞納については、はっきり払いたくても収入がなくて、食べるのが精一杯でだんだんためてしまっているという、でも少しずつは支払いたいという方と、それからまるっきり督促をしても通知をやってもまるっきりもう最初から払う気持がないという、いってみれば悪質な方、そういう方とは私ははっきり区別して今質問しておりますので、そこら辺についても伺いたいと思います。

それから、長寿社会への取り組みなんですけれども、私はこの今、当局から答弁を聞きま

して、去年、それからこれからの健康への取り組み、なかなか強力に進めているなというのを思いました。これは市民から見れば、やはり心強い取り組みだと思うわけですが、眼底検査の結果ですね、結局私、今、脳ドックの話も出しましたけれども、検討するということになりましたけれども、眼底検査の結果を見て、あなたは脳ドックを受けた方がいい、その際は補助するということは今、私はいいと思うんですよ、検討の仕方としては。そのことについても伺いたいと思います。

それから、地域において、町内において、一番は塩分を控える、そういう食事指導ですか、というものの取り組みがどうなのかなと。減塩ですね。だからこれもやはり何といたうんですか、町内会のいろんな取り組みの中で、こういうものも含めながら実際に作って、これはこうなんだよという実施ですか、実地訓練というわけじゃないんですけれども、そういう取り組みもやらないと、私は食事の改善は、大幅に進んでいかないとと思うので、この点についても伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 14番藤原典男議員に再質問についてお答えを致します。

今回の緊急雇用創出事業につきましては、離職を余儀なくされた労働者、中高年の失業者に対して、次の雇用までの短期間の雇用ということの就労機会を創出するというものでございます。今回のこの事業につきましては46名の方ということでございまして、その内容でございますけれども、環境分野では18名の方でございます。環境につきましては公園美化環境整備等にかかわるもの、それから教育委員会の整備関係の部分にかかわる草刈り、遊具等の点検、それから夕日の松原の環境ということであります。それから浄化槽の台帳整備というものがございまして、それから林道・水路環境整備事業ということで草刈り整備を行うというものがございまして、それから、市道の清掃業務というものがございまして、これが環境分野にかかわるものでございまして、それから、教育分野にかかわるものは13名の方でございます。学校安全サポート、小・中学校10校の安全サポート員を配置するというものでございまして、それから、文化財の資料収集の整理でございまして、

それから、雇用拡大につきましては15名の方でございます。これにつきましては、市の職員の臨時の方を非常勤の方を採用して拡大を図っていくというものでございまして、この事業につきましては、一年間だけしか雇用することができないという規定がございまして、そういうことで、やはり一年の間に就職先を見つけていただくというものでござい

います。この方々については、一週間のうち金曜日の午前中まで仕事をして、金曜日の午後からはハローワーク等に行って次の就職を探して頂くということで、最初に雇用する際にはそういう条件で進めているということでございます。

それから、今回の事業の中で企業に委託という事業があるわけでございますけれども、この事業につきまして、市としては今まで関係課、いろんな企業、それから関係団体との調整も図ってきました。なかなか委託となった場合に手を挙げる企業等がなかったということがございまして、その部分については現段階では進めておりません。この後、企業等含め関係課との調整を図りながら、希望があれば、それについては今後、補正で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 山平税務課長。

○税務課長（山平重男） 14番藤原典男議員の再質問についてお答え申し上げます。

最初に、納税相談にも来ないし、催促通知にもかかわらず来ない方については、すべて差し押さえをするのかというご質問でございますが、それにつきましては、もし差し押さえする場合には、前もって差し押さえ通知を本人に差し上げます。そして財産等を調査しながら不動産および預貯金があった場合に、それについて差し押さえを実行することになりますが、今さっき総務部長も申し上げましたとおり、給料等の全額差し押さえ等につきましては、藤原典男議員がおっしゃったとおり生活等の一部に使用するという形がありますので、国税徴収法上も全額は差し押さえるなという形になっております。そのため、本市においては給料等の差し押さえはできるだけしないような形で現在徴収に当たっている状態でございます。

それから、タイヤロックの現状についてのご質問でございますが、22年中にタイヤロックは4件実施しております。3件が乗用車、1件がバイクでございます。乗用車につきましては、日頃使用しており、一週間以内に来庁して納税相談をしているということでございます。バイクにつきましては、約2週間、来なかったということですが、これにつきましてはバイクが通常、業務等、仕事等に使わなかったと本人が申しております。今現在はタイヤロックで差し押さえをしている物件はございません。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 藤原議員の再質問にお答えします。

一つは、特定健診の中に眼底検査も加えることで脳検査との関連性を結びつけていくべきでないかということですが、22年度においては心電図検査、血圧、貧血検査等も加えて、23年度には眼底検査も加えていきたいと考えています。

それから、二つめの減塩対策の関係ですけれども、健康生活推進協議会の中に社会部会がありまして、そこでも長年、いわゆるその減塩対策について取り組んでいますので、そこへの期待というものも含めて、行政としてもかかわり、指導していきたいと思っています。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず、長寿社会への取り組みですけれども、今、部長から答弁ありましたが、私もちょっと再質問の際に忘れましてけれども、人間ドックへの補助枠拡大についてはどうなのかということと、今、眼底検査と脳ドックの関係について、まずお話されましたけれども、眼底検査でひっかかった方は脳ドックを受ける。その際は、それへの補助も行うということについてはどうなのかということもお聞きしましたので、そこら辺についても今すぐに回答できるかどうかわかりませんが、考え方について伺いたいと思います。

それから、税金の滞納者への関係ですけれども、幾ら当局の方で通知をやっても無視するという方、これがやはり頭痛の種で滞納額が増えていっているということがあると思いますが、通知するだけでなくて本人を尋ねて、具体的にこのお話をしているのか、税金を納めることはこういうふうに重要なんだよということをお話した上でのいろいろなやり方を行っているのかどうか、どうも通知だけの感じがしますけれども、そのことについても伺いたいと思います。

あと雇用対策については、これからの政府のいろいろな政策を見ながら、企業回りをやって協力できるところはやっていくということで、それについては私はいいと思いますけれども、もう少し46名から、これから補正予算で6月、9月にかけて、もしやれるのであれば、そこら辺についても努力していただきたいと思います。

それから、雇用を金曜日の午前中までやりまして午後からハローワーク、これはやはりいい政策だと思いますので、引き続き就職を希望している方を励ましながらか、この点についても頑張ってくださいと、そのように思います。

以上です。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。山平税務課長。

○税務課長（山平重男） 14番藤原議員の再々質問についてお答え申し上げます。

最初に職員の滞納者への対応ですけれども、職員につきましては各地区割に滞納者を区分して、それぞれの担当区域について督促等に当たっております。その関係で文書等だけでなく、当然電話等の督促もしております。ただ、今言われるように直接本人と、こちらから出向いて対応するという形はなかなか人数上できないということもありますが、今後そういう形につきましても検討してまいりたいと思いますので、宜しく願います。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 藤原議員の再質問にお答えします。

まず一つは、この特定健診については国保加入者を対象としていると。したがって、人間ドックについても国保加入者を対象に実施しているということをおきまして、その対象枠としましては110人から120人として前年度並みに今年も実施していきたいという考え方です。そうした状況の中で脳ドックの関係については、先ほど話しましたように他事業との関連性を含めながら検討するというので、ご理解をお願いします。

人間ドックへの補助ということですが、眼底検査の結果等々、特定保健指導の該当者等々の状況を見ながら検討していきたいということです。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

○14番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 2番大谷貞廣議員の発言を許します。2番。

○2番（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くからどうも御苦労さんでした。

通告に従いまして、私から3項目を質問させていただきます。

はじめに、第2次行政改革大綱について。

基本方針は平成17年3月、合併以来、財政改革に取り組んでおります。18年3月、「第2次」と書いてありますけれども「第1次」に訂正してください。第1次行政改革大綱を策定しております。総合発展計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、国の思料に基づいた行政改革を推進し、第2次大綱も前大綱同様、目的と責任を明

らかにし、集中改革プランでは数値目標等の設定により具体的に取り組みとして重点テーマを四つの柱としております。

一、市民に開かれた市政の推進として、政策形成過程において市民参加、情報公開の充実に努める。

二、簡素で効率的な行政運営の確立では、類似する事業の整理合理化を進める。

三、地方分権に対応できる行政システムの構築として、職員の意識改革なくして行革は実行できない。

四、健全な自治体経営の推進では、創意工夫で最大の行政効果が発揮できる財政運営に努めるとしております。

期間は平成22年度から平成27年度までの6年間として、毎年度見直し、ローリング方式とすることにしております。

平成22年度実施の集中改革プラン、実施項目と概要で、イ、地方分権に対応できる行政システムの構築

○行政組織の再編、見直しと。実施項目、意識改革の推進で事務事業を目標管理とし、組織全体の意識改革を構築する。

○定員管理のおよび給与の適正化では、実施項目、人事評価制度を導入して適正な人事管理を推進するとしております。

○職員の政策形成能力の向上、実施項目として、職員提案の実施、職員個々のすぐれた提案を行政施策に反映するなど、政策立案能力の向上を図るとしております。

ロ、健全な自治体経営の推進では、実施項目、補助金等の整理合理化で、補助金等審査委員会の提案を踏まえて適切に対応すると。

A継続支援28件、B縮小・減額49件、C廃止、終期を設けて5件、D廃止1件、83件であります。

以上、丸マークの4項目それぞれの22年度実施の効果を伺います。

次に、天王庁舎における危機管理についてであります。

合併以来、臨時的措置として分庁方式を採用、3庁舎に部署を振り分け現在に至っております。会議での部長、課長、職員の庁舎間移動は極めて非効率的と考えています。天王庁舎においては、老朽が激しく、2階天井が雨漏りによって変形しております。外壁モルタル落下による駐車被害等、地震による耐久の危うさ、自然災害、大地震、風水害発生時に住民の安全確保のため、迅速に対応すべき災害対策本部、指示、命令、報道

機関の設置が市長、副市長執務の天王庁舎であります。市の危機管理体制が県他市町村や外部団体から異見されるのではないかと危惧するものでございます。ご見解を伺います。

次に、国民文化祭についてであります。

2014年、国文祭の開催が本県に決定されました。これは文化の国体とも言われ、アマチュアを中心に民俗芸能や芸術活動の成果を発表する国内最大の文化の祭典であります。本県の多様な文化が全国に発信と、交流による県民の元気創造につなげる取り組みと、伝統芸能や文化財など地域の文化を守り、若手芸術家の育成や支援を通してにぎわいの創出を図る事業に力を入れ、秋田の独自色を新しい発想を取り入れ、全市町村が何らかの形で加わることができる祭典とすると公表されました。

潟上市の各種団体も多様な文化・芸能の伝承の活動をしております。国民体育大会に続き、伝統文化を全国に発信する、またとない機会と考えられます。国文祭への対応を伺います。

以上で終わります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 2番大谷貞廣議員の一般質問の一つめ、第2次行政改革大綱についてお答えを致します。

1点めの行政組織の再編見直しにおける意識改革の推進については、更なる向上を図るため行政組織改革に並行した職員個人や組織における計画・実施・点検評価・改善のマネジメントサイクルを常に意識することが重要であり、平成22年度における実施事業としては、述べ54人の職員が受講した各種研修や管理職を対象とした男女共同参画講演会、勤務評価制度の構築に向けた試案・検討等による実施案の策定を行いました。

今後とも継続的に評価、検証してまいります。効果については徐々にあらわれるものと考えております。

次に、2点めの定員管理および給与の適正化につきましては、施政方針で述べておりますが、勤務評定制度を23年度から取り入れ、職員の昇給・昇格などの処遇を評価内容により決定します。このことにより職員の特性や職務能力に応じて適正な職員配置が可能になるとともに、職員全体の業務遂行能力が底上げされることを期待しております。

さて、国家公務員は政令により人事評価制度が既に導入されておりますが、地方公務員はまだ義務化されておられません。しかしながら、今後、法改正の動きがあることから制度導入が義務化される見込みであります。本市でも人事評価制度への移行を念頭に勤

務評定制度の内容の充実に努め、経験値を高めて、将来的に人事評価制度へ円滑に移行できるように進めてまいります。

次に、3点めの職員政策形成能力の向上における職員提案の実施については、提案内容に特別な制限を設けていないため、政策にかかわるものから職場の事務改善まですべてを対象としております。

職員提案は、例年複数の提案があり、内容を精査した結果、適当と認めた場合は採用しております。過去の採用事例としては、夏の間の冷房効果向上の取り組み、職員による各庁舎間の配送業務の実施などがあります。22年度には提案がありませんでしたが、今後もより一層の提案しやすい環境づくりを図ってまいりたいと存じます。

最後、4点めの補助金等の整理合理化についての22年度実施効果について申し上げます。

市では、補助金等見直し計画を策定し、補助金等の整理合理化に取り組んでおります。

22年度と23年度の比較では、計画に掲げる83件の補助金額は、当初予算計上ベースで22年度1億9,841万円、23年度2億198万円となり、357万円ほどの増額となっておりますが、主な要因としては、重要文化財管理費補助金で前年度と比べ945万3,000円の増であります。これは、小玉家住宅防災設備整備事業補助金1,013万4,000円が含まれており、単年度、23年度で対応せざるを得ない事情から一時的に増額となったものであります。

この重要文化財管理費補助金の一部経費である防災設備工事を加味しない場合は、前年比では減額となります。

また、審査されました83件のうち25件については、統合・廃止・減額の措置がとられております。

83件の各項目別の統合・廃止・減額の内訳では、A継続は28件中9件で金額にして885万2,000円の増、小玉家住宅防災設備整備事業補助金を加味しない場合は128万2,000円の減、B縮小は49件中13件で467万8,000円の減、C終期設定により廃止は5件中2件で10万円の減、D即時廃止は1件50万円の減となっております。

また、補助金等見直し計画にあった83件のうち23年度においては7件で廃止の措置がとられ、77件まで減少する見込みであります。

いずれも庁内ヒアリングを実施するなど、各担当部署からも予算編成時において、交付先団体との交渉、協議を実施してきた成果と考えております。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鏡 利行） 2番大谷貞廣議員の一般質問の二つめの天王庁舎における危機管理についてお答え致します。

本市では、災害発生に備えて防災訓練を定期的実施しているほか、安否情報システムや平成23年4月より稼働予定である全国瞬時警報システムなどの整備により危機管理体制の強化を着実に進めているところでございます。

さて、市内に大規模な地震、火災等が発生した場合、その被害状況に応じて準備体制から警戒準備体制、警戒本部の設置と段階的に体制を強化してまいりますが、被害が甚大であるときは天王庁舎に市長を本部長とする潟上市災害対策本部を設置することになっております。

災害対策本部は、災害対策の最高の意思決定機関であり、市役所全職員ならびに関係機関へ対策活動に係る発令を致します。このように、災害対策本部は事故・災害等に関し、予防・応急および復旧・復興等の対策を総合的、計画的に推進する上で重要な根幹をなすことから、その拠点となる本部については災害に強い施設であることが要求されます。しかし、天王庁舎は耐震基準をクリアしておらず、災害対策拠点施設となるべき庁舎の機能を充足できない状況にあります。また、高度情報化に対応する観点からも業務に必須のコンピューター機器類は施設の構造上、これ以上の増設が天王庁舎には不可能な状況にあります。

現在の天王庁舎は昭和40年に建設され、46年が経過しようとしており、建物の老朽化がさらに著しく進んでおります。中でも水道管などの配管設備や屋外外壁などの大規模改修がすぐにでも必要な状況であり、現状においても著しく維持補修費が必要な状況にあります。

具体的には、上水道配管の腐食による漏水があったほか、屋上防水シートの劣化による雨漏り、コンクリートの劣化によるひさしの一部剥離による落下時には、駐車中の公用車が被害に遭い、二重の補修費を支出することになりました。何よりも市民に被害がなかったことに安堵しているところでございます。

また、慢性的な駐車場の不足から、駐車場内での来庁者による事故発生や分庁方式であることによる事務処理上の持ち回り決裁、各種会議等による庁舎間の頻繁な職員の移動、市の意志決定を瞬時に行えない状況は、天王庁舎の危機管理とあわせ大きい問題であり、また、合併による事務効果を享受できず、多様な住民ニーズへの対応、地方分権による事務量の増大への取り組みには極めて困難と言わざるを得ない状況であります。

以上のことから、市としましては、このような状況を早期に解消すべく新庁舎の建設を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） それでは、2番大谷議員の一般質問の三つめ、国民文化祭についてお答え致します。

県では地域の文化力を高め、文化で地域を元気にしていきたいとのことから、平成26年度国民文化祭の開催を文化庁に要望しておりましたが、その成果が実り、2月8日に内定書が公布され、平成26年度第29回国民文化祭の開催が正式に決定したところです。

国民文化祭は、文化活動を全国規模で発表する場を提供することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな芸術・文化を創造するとともに地方文化の発展と国民生活の一層の充実に資することを目的に、昭和61年から開催されております。

本県では開催決定から本番までわずか3年という短い期間で準備が行われるわけですが、平成23年度にはテーマなどを定めた基本構想を策定し、市町村や関係団体への説明を開催しながら事業の開催希望を調査し、平成24年度には県実行委員会を立ち上げるとともに各市町村でもそれに対応した実行委員会を立ち上げ、事業ごとの実施計画を検討するというようにしております。

今後は、県と連携を密にして、人との交流を通じて文化力を高め、一層の文化振興の充実・強化を図るとともに、地域が元気になれるよう芸術文化協会などの関係団体と協力しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 2番、再質問ありますか。2番。

○2番（大谷貞廣） ご丁寧なお答えありがとうございました。

集中改革プランも少しずつ成果が上がっていると、非常に喜んでおります。特に意識の改革というものは非常に大切というか大前提だと思っております。これは、職員は憲法15条で決められているんです。我々議員も公僕であると。特に二つの側面の責務と二つの使命の職務を使命されております議員は、なおかつ意識の改革が必要でなかろうかと思っております。

ご提案の方式なんですけれども、徐々に出ておるといふことなんですけれども、私の体験からいえば、昔の話なんですけれども、やはり庁舎内といえども提案をするならば、

些少でもよく頑張ってくれたなど、そういう奨励といいますか、いいものについては等級をつけておいて、ああよかったなど、そういう方向づけをしたならば、なおかつもっといろいろなものが出てくるのでないかと思っております。

それから、補助金も相当なことが挙がっております。これについては、方向性を示しながら慣例に問われることなく、どしどし進めていっていただきたいと思っております。

それから、危機管理のことですけれども、今回は防災の関係といいますか自然災害のことだけに絞って質問したわけですけれども、これも想定しない事象が発生することが自然の災害でございます。最近では渡り鳥のインフルエンザとか何だかんだといろいろ流行っておりますので、ここら辺のことも勘案して、この件に対しては対応していただきたいと思っております。特に施政方針の中に分庁方式が喫緊の課題であると、これからは対話、協議を重ねながら進めていくと、こういうお話が先日されました。是非進めていっていただきたいと思っております。

それから、国文祭に関して、全国に誇れるものが潟上市にはいっぱいあります。これを機会に元気を出して、「ああ、さすが潟上だな」と言われるようなご提案をして、県に乗り込んでいってもらいたいと思っております。これは後期の計画でも芸術・文化活動の現状と課題として挙げられております。なお、23年度の主要実施項目の中では、文化祭や音楽祭を取り組もうということになっております。音楽祭といえば、いかに多少とも私は音響効果のあるもの、全部とは言いません、そういうことも検討の課題の中に一つ入れていっていただきたいと思っております。

以上でございます。もしご答弁できたらひとつ宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

第1点めの改革大綱の中で意識改革が大切だということはもちろんでありますが、要するに職員についての報酬・報給等のことについては、旧飯田川町では子どもをほめる条例があったと記憶しておりますが、これらについても今後検討していきたいと。

それから、危機管理については全くそのとおりで、想定しない災害もあるんだということと国文祭ですけれども、新庁舎建設においてはこの後も議会と市民と対話と協議を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 2番、再々質問ありますか。

○2番（大谷貞廣） 以上です。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって2番大谷貞廣議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。再開は11時15分からです。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番の佐々木であります。本日はご参会の皆様におかれましては、大変御苦労さまでございます。

この度、平成23年第1回の定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

質問通告に基づきまして質問を致します。

この度、市総合発展計画の改定に当たりましては、これまでの5カ年の市政運営に基づき、社会経済の変化、ことに少子高齢化、人口減少や、これまでには経験したことのない低成長の社会経済状況が続いておる中で、今後5カ年の市政運営の展望についてまとめられましたことに対し、敬意を表したいと存じます。

今回の発展計画の改定に当たりましては、合併時に策定されました新市建設計画は今回の改定される発展計画の基本であります。全体として実績と評価・検証が十分でない部分がありますけれども、先般の議会全員協議会においても指摘された部分もありました。

今回の改定された発展計画の中に潟上市の主要課題として、「市民の融和と地域の近郊ある発展」という項があります。その中に、これまでの市政運営の中心課題でありました「心の合併」から改定する発展計画では、潟上市民であることを誇れるまちづくりを展開する旨が述べられています。私たち市民は、生まれ育った地域に誇りと自信があり、この地域に感謝し、自信を持っていかなければなりません。

新市潟上市はご承知のとおり秋田県の中心であります。立地特性は非常に恵まれていると思っておりますので、潟上市ならびに市民は、県都秋田市の隣接ということで、高度な高速交通通信網によって日常生活は相当の部分、秋田市依存の経済生活圏にあると思います。こうした状況下、潟上市として誇れるまちづくりはどうあればよいかを考えてみました。

そこで、潟上市が現在取り組んでいる課題から次世代を担う人材育成であるということが考えられております。それはハードではなく、市単独で教育における国の教育指導要領のほか、地域教育のあり方、市の特色ある教育は何か、誇れるものは何かを検討し、実施することではないかと思っております。

さきに豊川小学校の改築と中止と統合のために、潟上市義務教育施設適正化検討委員会がありました。個別な課題も重要であります。教育振興を総合的に検討し、潟上市の市民にとって誇れる教育振興について検討すべきであります。いかがでしょうか。

かつて旧昭和町では、昭和町教育審議会というものがありましたが、まさに地域主権という立場から考えてみてはいかがでしょうか。

誇れるまちづくりの観点から、農林漁業についても生産性の向上により、暮らしが成り立つ産業という基本から申し上げてみたいと思います。

こうした関連において質問を致したいと存じます。

この度の私の質問は3点であります。

まず1番の幼保一体化、いわゆる認定こども園について質問を致します。

潟上市には、さきに次世代育成推進法に基づき、平成17年3月に潟上市次世代育成支援行動計画前期計画を策定されております。このことに関しては、計画書の冒頭に述べているとおり、長い間の議論がありましたが、文部科学省と厚生労働省との所管の違いが幼保の連携や幼保一体化を困難にしてきた経緯があったことに触れておりますが、既にご承知のとおりであります。

後期計画においては、市民全体による次世代の育成や次代の地域づくりという観点から、子供と子育て家庭を応援してこられた旨を後期計画の冒頭に述べられています。平成22年3月の後期計画においては、子育て家庭の子育てを第一義的責任は家庭にあるということの基本認識のもとに、次代を担う一人ひとりを生まれる前から子供の立場、視点を重視し、仕事と生活の調和した、つまりワークライフバランスの実現を新たに含めた計画としています。また、この度の発展計画において、あらゆる行政計画の基礎となる人口を3万8,000人から3万6,000人としたことでもありますし、人口減少はいまだ続いておまして、3万5,000人を割り込んでいる現状であります。こうした現状は、政策の基本の見直しが必要でありますし、出生率の低下により、保育園・幼稚園の定員の見直しについても変わってくるものと思います。

さらには平成21年4月、潟上市幼保一体化施設基本計画、認定こども園が策定されて

おります。この計画は、教育施設としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所は、昨今の社会情勢から幼保一体化は現実の流れとなっている現状ではないかと思っております。潟上市でも幼保一体化の施策と施設整備の方向性を検討され、既に実施段階であります。その結果として先行実施されている若竹幼児教育センターがあり、また、昭和中央保育園が認定こども園の認可を受けるなど、また、ハード面では追分保育園の改築、出戸幼稚園の建設のための設計作業、あるいは建設予算など、認定こども園を前提とした施設整備を進められているものと認識しております。こうした認識に基づきまして質問を致します。

質問の第1点は、潟上市において整備構想として、幼保一体化にかかわる施設整備というハード部分、そして運営というソフト部分、また、現有施設を8施設から5施設の統廃合の方向性は、市民ニーズを充足するかどうかという検討はなされたものでしょうか。また、市の認定こども園として施策選択の期待は何でしょうか。そして、目指すものは何かを改めてお尋ね致します。

質問の第2点は、保育と教育のあり方は施設整備のあり方とも関係しますし、スタッフの確保、体制整備も必要であります。既にハードが先行している施設もあり、その点、実施に向けての検討と計画はありますでしょうか。

質問の第3点は、幼稚園に対しては小学校入学前まで一貫した教育、保育を受けることができるかとされています。教育の分野において義務教育課程のうち、初等教育の就学前教育のカリキュラムは当然と思えますが、どのようになりますか。このことについては現状とはどう違うことになりますでしょうか。

質問の第4点は、平成22年度に着工した追分保育園、また、建築を予定しております出戸幼稚園は、認定こども園の認定はいつになりますでしょうか。

質問の第5点は、施設の民営化についてであります。計画書には施設の民営化の記述もあります。公設民営につきまして、潟上市は指定管理者制度を活用し、行政改革を進めています。この点についてはどのような方針でしょうか。

質問の第6点は、計画書の中に参考資料として現在の施設の運営状況がありますが、この中に平成20年4月時点の職員数が述べられております。3年前の資料であり、現状とは違うかもしれませんが、臨時職員が7割強を占めていますが、この点について施設運営上、支障はないものでしょうかお尋ね致します。また、幼保一体化にかかわる事業が施設整備を含め、事業内容の変更、体制整備をして完全実施は何年頃の予定でしょうか。

また、制度改革に伴う所要財源は、およそどのくらいでしょうか、お尋ねしたいと存じます。

それから、質問の第2でございますが、自治会・集会所の改築等整備計画について。

この件に関しましては、先般の潟上市平成23年度予算概要の中に社会教育施設新築・改築事業ということで6施設の整備計画が予算計上されておりますが、今回の新築・改築施策を含め、今後の整備方針について伺いたいと存じます。

自治会の活動拠点であります地域の集会所は、合併以降、市の負担で建設を進めておられますことは、自治会あるいは市民にとりまして財政の厳しい折、大変喜ばしいことでもあります。過去、自治会・集会所の建設に関しましては、国・県の補助事業の活用であったり単独事業で地元負担を求めたり、その対応がそれぞれであったことにより、維持管理費の負担のあり方まで問題がおよび、その取り扱いについて発展計画にも述べられております。集会所の規模等については自治会の世帯数や自治会の範囲を超えて利用する場合も検討され、規模が決まっていくものと思いますし、建て替えについては建設時期や老朽化の状況によって決まっていくものと思います。

平成23年度は22年度からの継続事業であります。きめ細かな交付金事業の繰越分として6施設が計画されています。来年度以降の交付金事業として取り組むことができるかわかりませんが、老朽化した集会所はほかにもあります。改築整備につきましては、地元要望などもあると思いますが、利用動向や建物自体をあらかじめ調査し、改築計画によって財源の見通しを立て、計画的に対処すべきと考えます。陳情や要望によることなく実施計画3カ年計画の中に箇所づけをして改築を推進されるべきであります。いかがでしょうか。

3番めですが、潟上市における第1次産業、農業、林業の振興についてを質問致します。

潟上市の農業は、今般の発展計画の資料によりますと、経営耕地面積は3,079ヘクタール、そのうち水田が2,923ヘクタール、畑が99ヘクタール、樹園地が56ヘクタールで農家総戸数は1,374戸、いわゆる農家比率ですが13.7%、農業就業者数が1,335人です。いずれも平成17年の統計であります。以降5年も経過しておりますので、数字は動いているものと思います。さらに平成12年との比較において、潟上市全体の農業総生産額は6億9,000万円の減少、経営耕地面積は47ヘクタールの減少であります。その内訳は水田が20ヘクタール、畑が13ヘクタール、樹園地が14ヘクタールで、それぞれ減

少しておるようであります。

こうしたことの原因は、米価の下落、生産調整の強化、内部的には高齢化、兼業化の進行でありまして、さらには核家族化の増加によってもたらされた落ち込みの変化であろうと思うわけであります。したがって、採算のとれない、しかも過大な投資をかけてまでどうかと悩んでいる農家もまた多いのではと推測されます。そのために認定農業者をはじめ担い手対策により、農地の受委託事業と集積を進める施策を講ずることにより、地域農業が維持されておる現状であります。

こうした状況下、国の政権交代により水田経営所得安定対策の一部見直しによる水田利活用対策をはじめ、戸別所得補償方式による固定払いならびに変動補てん制度が施行される予定であります。この交付金は主食用米を対象としたものであり、生産調整の強化によって十分な補てんとはならないものと思料しております。また、転作大豆、新規需要米等に交付される水田利活用助成につきましては、ほ場条件に左右されるものであり、安定生産を目指した経営につなげるために大変苦勞しているという現状であります。

それでも、こうした施策を導入し、厳しい経営のもと食糧生産という国民の命をつなぐ産業に携わっているという使命感と先祖伝来の土地を守ることの大義により営農を継続しているのではと思う次第であります。このことは米の生産調整によって転作を余儀なくされる水田対策が農業生産の主流であり、転作物物の選択と生産性向上により農家所得の確保、向上対策に関係機関が連携し、具体的に取り組む必要があると思っております。いかがでしょうか。秋田元気創造プランも枝豆のブランド化も生産性の向上と所得確保であります。

また、こうした統計情報もありました。ご承知のとおりと思っておりますが、農業生産額の割合であります。全国では米が26%、野菜が24%、畜産が26%、果樹が8%、また、秋田県は米が67%、野菜12%、畜産が12%、果樹4%であります。収益性からしますと、一時間当たりの所得、米は2,000円、野菜は900円、1ヘクタール当たりの所得は米が50万円、野菜が100万円、固定資本1万円当たり所得は米が2,600円、野菜が4,500円というデータもあります。

先般、県の統計調査課から2008年度の住民経済推計が発表され、報道されております。全県25市町村中22市町村がマイナス成長でありました。プラスの団体は農業の6次産業化による加工分野を伸ばした大潟村ほか公共事業による建設業が伸びたとされる北秋田

市、藤里町でありました。その中で潟上市は最下位であったわけであります。私は専門的なことはわかりませんが、潟上市の場合は工業生産や農林水産業生産が少ないことと、地元に通う場所がないことでありまして、他市町村に働きに出ている人が多いということであります。

工場誘致対策も景気低迷の折、見通しが困難ではありますが、あらゆる手段を駆使して、より一層の誘致対策を講じて行くべきものと存じますが、どのような対策を講じておられますでしょうか、お尋ね致します。

こうした現状から、まず地元の農林水産業について、新たな視点から振興策をより具体的に進めることであります。潟上市の場合、野菜であったり花であったり果樹等でもこうした戦略作物の技術レベルの現状は、先駆的なものがあります。この潜在的な力を引き出し再生する対策を、行政、JA、農家挙げて取り組む体制と支援対策、振興対策を検討、樹立すべきではないでしょうか。このことは産直センターの経営、地産地消、潟上ブランドの創出、第6次産業対策と異業種連携対策、米作中心からの脱却につながることであります。農産物の生産現場にこそ対策が必要であり、産地形成には相当な時間とリーダーの育成と支援策が求められることとなります。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPへの加入について議論がなされていますが、TPPの参加によって農業は壊滅的な影響が報告されており、産業としての展望は全く見えないことに、いらだちと不安が募っております。

しかしながら、潟上市の第1次産業である農業は、どのようにあるべきかについて、潟上市農業地域振興整備計画書に具体的に述べられております。国の対策は対策として、市は市なりの農業の現場から生まれる農業政策を具体的に進めることが重要であります。

この度、潟上市の土地利用計画の調整を経て、都市計画マスタープランと農業振興整備計画マスタープランが策定されました。この計画は、市農業における土地利用型農業の現状を生産基盤の整備にかかわる経緯、農業・農村にかかわる現状と課題が述べられております。農業生産の現状では、米生産調整による水田経営安定対策が主であります。潟上市の立地特性と地形を活かした果樹、花、野菜の生産があり、戦略作物として複合経営の方向は既に確立しております。また、それぞれの作目構成による経営体構想があります。そうした方向に対し、誘導支援策の具体化こそが求められております。

先般、JA湖東において農業の現状を打破することと農家のやる気を支援するため、新たな組織を立ち上げたと同っております。状況の変化に対応した計画の変更はあるに

しても、計画を推進する施策がなければなりません。新たに策定を予定する農業振興整備計画書に基づく実施計画を具体的に進めることが求めているものと考えますが、いかがでしょうか。

また、農業委員会からの市農政への建議は、市農政にかかわる現場の声でもあります。市の農業政策として具体化すべきであります。いかがでしょうか。

林業についてでありますけれども、戦後の拡大造林施策によって豊川地区の里山も奥山も杉林であります。伐期は80年とも100年とも言われています。除間伐の補助事業によって林相が整備されておりますが、林業経営につきましては長い間の外国産材により低価格が続いており、市場回復を期待しているところであります。

現場では、林業作業員の不足や採算性の問題から手の入らない山林は放置林となり、自然破壊の原因ともなっています。この主な現象として、二級河川豊川の上流部に流出し、堆積する土砂の多さであります。放置しておきますと降雨の都度、河川が氾濫しますので、県では毎年のように浚渫をしておりますが、上流からの流出を止めない限り、抜本解決はありません。環境面からも重要と考えますが、この点についてご見解を伺いたいと存じます。

以上で質問を終わりますが、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の三つめ、潟上市における第1次産業の振興についてお答え致します。

一つめについては教育長から、二つめについては総務部長から後ほど答弁させます。

ご質問の内容は6項目にわたり示されておりますので、順にお答え致します。

まず一つめについては、本格的に実施される戸別所得補償制度を踏まえ、JA等と連携をさらに強化し、戦略作物や振興作物の作付誘導を図りながら農業所得の向上を目指してまいります。

また、地域の土地利用形態と集落ごとの取り組みの観点から、昭和地区の転作については天王・飯田川地区の団地体系と違い、認定農業者を中心とする集積体系が主となっており、ほ場条件により収量が大きく左右されることから、選定場所に配慮するよう今後とも協議してまいります。

二つめの工場誘致対策については、首都圏で開催される、いわゆる首都圏とは東京、名古屋、大阪であります。開催されるセミナーや企業懇談会等でPR等を行うとともに

に、あらゆる人脈を介して情報の収集に努めております。なかなか厳しい状況となっておりますが、工場誘致は雇用の場の確保や地域の活性化のためにも欠かせない課題でありますので、今後も引き続き誘致活動に努めてまいります。

三つめの潜在的な力を引き出し、再生する対策を行政、J A、農家を挙げて取り組む体制と支援対策、振興対策についてお答え致します。

水田農業につきましては、今後も生産調整をしながら戸別所得補償制度で補てんしていく体制が続くものと推測しており、米価の低下による稲作重視の農業経営は、今まで以上に厳しくなるのではと危惧しております。

本市の稲作は農業生産額の約70%を占めていることから、複合経営の充実・拡大や農地集積によるコスト削減を図らなければ農業所得の向上は難しいものと考えております。

このような中で今年4月には天王グリーンランドに産直センター「食菜館くらら」がオープン予定であり、アグリプラザ昭和と合わせ2カ所の直売所となります。これらの施設は、複合経営に大きな影響を与えるものと思っております。これを契機に6次産業化や複合経営の拡大につなげていただきたいと願っております。

市においては、農業施設や機械に対する助成や研修会等の予算計上をしておりますが、行政だけでは限度がありますので、J A、農家等と一体となって推進してまいります。

四つめの農業振興地域整備計画書に基づく実施計画を具体的に進めることが求められている、について、お答え致します。

この農振計画は、農業の健全な発展を図るための施策展開の基本を示したものであり、計画の実現に向けては地域や農家のご理解やご協力が不可欠であります。また、実施に当たっては、時代の流れも早く、社会情勢の変化により農業政策も大きく変化する状況にあることから、そのときどきの国や県の施策や制度を協議、検討し、推進してまいります。

五つめの農業委員会からの建議書の具体化については、既に情報発信や予算化し実行に移したものの、また、引き続き協議・検討を加えなければならないものがありますが、農家の切実な声として重く受け止め、課題解決のため今後とも積極的に振興策を考えてまいります。

最後に、林業の振興と環境対策についてお答え致します。

森林は、田畑に栄養分豊かな水をもたらすなど、農業と密接な関係を持っております。しかし、林業の現状は先ほど佐々木議員が申し上げたとおりであります。

市では毎年、豊川地区の間伐等を計画的に実施しており、今後も継続して行う予定であります。また、大沢から大部沢に抜ける上虻川団地の森林は、これまで間伐をするにも作業道がなく大変でありましたが、22年度から路網整備事業により全体事業量4,500メートルのうち3,488メートルが完成し、残り1,012メートルが23年度に整備される予定となっております。この作業路網が整備されることにより、間伐等の搬出が容易になり、労働時間の短縮や生産性の向上が図られるものと思われまます。

また、23年度からは国有林の間伐も計画されており、環境面でも少しずつ改善されてくるものと期待しております。

今後も国や県と連携し、森づくり税を活用した森林整備事業の推進に努めるとともに、豊川財産区管理会とも協議を重ね、環境に配慮した林業振興を図ってまいります。

なお、住民経済推計にも言及されておりますが、19番さんも述べておりますが、2008年度の住民経済推計について、この統計は潟上市の企業や農業等による生産額を人口で割った統計であります。潟上市の場合、秋田市などへ勤務するサラリーマンが多いことと、他町村に比べ人口減少率が低いことも一つの要因となっているようであります。

以上であります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の一つめ、幼保一体化、いわゆる認定こども園についてお答え致します。

質問の前段にありました幼保一体については、国の長い間、議論をしているということがございます。いまだ文部科学省、厚生労働省が綱引きをしているという状況にありますが、19番佐々木議員さんのおっしゃったとおりだと思っております。そういう意味では、本市は先行して幼保一体化に取り組んでいるということを少し自負したいと思っております。

まず、質問6点ありますが、順次お話ししたいと思います。

質問の第1点めですが、市では新市建設計画、そして潟上市総合発展計画に基づき、潟上市幼保一体化検討委員会設置要綱を平成18年に制定しております。当時の委員については、識見者を含め外部委員9名、内部委員11名で十分検討し、平成21年1月に報告書をまとめています。この報告書を基本に潟上市幼保一体型施設基本計画が平成21年4月に策定されました。市内幼保施設の老朽化となっているところもありますが、このようなこともあり、本市は先行して施設統合を進めながら、ソフト面についてはよ

り良い保育、教育環境を整えるため、幼稚園児、保育園児の垣根を越えた一体的な教育・保育を目指し、認定こども園の整備を進めてまいる計画となっております。

質問の2点めについては、第6点めと重複するところがありますので最後にお答えします。

質問の第3点めでございますが、教育基本法・学校教育法により幼稚園教育要領がありますが、それに従いカリキュラムがあります。平成18年3月に策定された潟上市教育ビジョンでも就学前教育の充実、保育・教育環境の整備、小学校との連携などを位置づけております。教育で大事な幼児期に人間形成に基本的な資質を養うことは最も重要であることを十分認識しておりますし、今後も教育の充実が図られるよう努力をしてまいるものでございます。

質問の第4点めでございますが、出戸幼稚園については平成22年・23年度、県の認定こども園サポート事業の指定を受けております。来年度、平成24年度でございますが、認定こども園をスタートをさせていきたいと、このように予定を持っております。

また、間もなく開園致します追分保育園については、乳幼児と保育児を一体化した施設であります。近隣の私立幼稚園があることから、幼稚園機能を入れておりませんが、これは近隣の私立幼稚園と相互に特色を生かしながら連携・協力をしていくということで、民営化とあわせ、認定こども園整備についても検討が必要であると考えております。

質問の第5点めでございますが、秋田県内では平成10年度に168施設あった公立保育園が平成20年度では統廃合や民営化により112施設となっております。民営化した方が多様化する保育ニーズに対応できる、保育施設の充実が図れる、特色ある取り組みができる、また、財政支出を削減できるなどのメリットがありますが、逆にデメリットについても検証して、今後検討していく必要があると思っております。

幼保一体化整備にあわせ民営化については、保育サービスを落とさず推進をしてまいるものでございます。特に民営化については十分に精査、調査をし、検討してまいるものでございます。

質問の第6点めでございますが、臨時職員については170人で正職員62人に対して全体の73%を占めております。保育園では、臨時職員を含め児童福祉施設の人員基準の定数を満たしておりますが、厚生労働省で平成14年の局長通達がございます。内容としては、従来常勤の保育士をもって充てるよう指導されてきましたが、園児の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に柔軟に対応できるよう、短時間勤務の保育士を充てても

差し支えないということでございます。そういう通達があつて、市としては保育の安全を第一に、職員採用を含め適正に職員配置をしております。

臨時保育士に対しても保育士の資質の向上を図るため、各種研修への参加機会の確保などに努めております。施設の安全・運営にまた支障のないよう、鋭意努力しております。

また、幼保一体化事業については、いわゆる2施設を統合するとして進められる今回の追分保育園の開園が今年の4月に開園をする予定となっております。また、出戸幼稚園については平成23年度、新年度ですが増改築工事が行われる予定となっております。今回の新年度予算に計上しておりますので、宜しくご審議のほどお願いするところであります。

今後は、昭和地区3保育園の統合および天王地区2保育園、それに1幼稚園の統合を計画しておりますが、計画は計画として、現在の計画によりますと規模が大きくなることが大変予想されます。これらについては地域とよくご意見などを聞きながら、再度総合的に検討してまいらねばならないのではないかと考えているところでございます。

最後に、所要財源についてですが、施設の規模によるところが大きいと思われませんが、現在新しくなる追分保育園が定員180人に設定されております。予算は新築・外構・解体工事で総額4億5,000万円ほどとなっております。平成23年度の昭和地区3保育園入園予定者186人、天王地区2保育園・1幼稚園、この入園予定者数が一つになると343人となる見込みでございます。そういう意味では、昭和地区は追分保育園の同程度、あるいは天王地区についてはそれ以上の財源が必要になってくるものだと推測しております。あくまでも今、計画にあるこの2地区については、十分検討しながら地域の方々とお話をしながら進めてまいらなければならないと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の二つめ、自治会・集会所の改築等整備計画についてお答え申し上げます。

本市の地域集会施設の現状は、天王地区が46自治会に42施設、昭和地区が38自治会に42施設、飯田川地区が29自治会に15施設が設置されており、そのうち建築後30年以上経過しているものについては38施設、20年から29年の施設が22施設、10年から19年の施設

が26施設、10年以下の施設が13施設となっております。合併後に新築した施設は天王地区1施設、昭和地区3施設、飯田川地区が3施設となっております。

このようにあらかじめ調査を実施しております。平成23年度には昭和地区の元木分館を新築し、中央地区館、下谷地館、岡井戸、小泉分館、飯田川地区の金山児童館を改修する予定となっております。これら整備改修した施設については、著しい老朽化による地元の要望や施設の耐用年数、安全性を調査し、優先順位を決めて実施しております。もちろん自治会の世帯数やその範囲についても考慮したものでございます。

一方、地域集会施設の管理については、建築趣旨や旧町での対応の違い等によりまして管理形態や管理への助成金額などが負担割合などが不均衡な状況にあります。この集会施設管理体制の見直しを進めるために、平成22年度は地域との意見交換会を市内33カ所で開催しております。集会施設の整備については、佐々木議員のご指摘のように地元要望だけでなく自治会の世帯数や広域に利用されている施設かどうかによりまして適正な施設規模とすることが必要であります。財政状況を勘案しながら計画的に整備していく必要がございます。現在、整備計画の策定に向けて施設の利用状況や修繕状況等の調査を進めているところでありまして、今後、市議会や自治会の方々のご意見を伺いながら整備計画を策定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） ただいま私の質問に対しましてご答弁ありがとうございました。

その中で聞いておりまして、二、三申し上げますが、まず第1点は、幼保一体の問題でございますが、私もこれまで、この分野の仕事については携わることはありませんでしたが、いずれ若竹幼児教育センターのいわゆる幼保一体については、私ども非常に興味を持っておりましてし関心を持って研究しておりました。その際、当時はいわゆる厚生省と文科省の幼稚園とあれですから、厚生省のいわゆる児童福祉措置費が大分有利にもらえるという部分がありまして、その幼稚園がわりと就学前教育ということもありましたし、いろいろなそういう行政の経営形態がありましたので、言ってみれば幼稚園の補助事業が足りなかったということで、どちらかというとも厚生省の補助事業の措置費をうまく利用して児童福祉、いわゆる保育園、あるいは幼稚園経営をしているなというそういう感覚で私ども見ておりました。最近、決算等見ますと、国からの措置費についての補助金は大分少なくなりまして、国のいわゆる関与が非常に当時と全然変わっており

まして、非常にほとんどが市の持ち出し、あるいは保育料、いわゆる父兄の負担する保育料によって運営されていると。かなり国の方からの補助金が減っているなどという感じで見えております。私が幼保一体についてなぜ申し上げたかということ、就学前教育は非常に大事であります。保育園につきましては、従来どおり保育に欠ける児童を措置することはいいいわけですが、幼保一体の中で教育部分との連携というのは非常に重要な部分があるのではないのかなということ、たまたま潟上市は誇れるまちづくりのためには、我が市には教育があるということで、その前提としての幼保一体のいわゆる就学前教育が取り上げられ、それをベースにしてやはり小中、あるいは中高一貫までの教育構想を持ちながら潟上市の誇れる教育をつくっていくという一つの基礎になるのかなという感じもして期待しておったわけでありまして。そういう意味で、誇れるまちづくりの一つとして教育を積極的に、結局振興していくような方策を進めるための幼保一体というふうに、私はそんなことで期待して質問を申し上げたところでありますので、今後ひとつご検討願いたいと思います。

それから、いわゆる農業の振興でございますけれども、最近、県の方でも100億円の基金を用意して農林漁業の競争力強化、あるいは躍進プランというものが示されております。いずれ私もそれを見ましたけれども、どっちかという手挙げ方式で、やる気のある人方は非常にやれるけれども、ただ、ぼんやりと従来そのままですと、何れそれら政策の恩恵にあずかれないということではないのかなと思っております。そういうことからしますと、やはり農業そのものは、今、行政は、市町村行政は市町村間の競争だと言われますが、いろいろなテーマがあると思っておりますけれども、やはり暮らしの原点であります産業の振興というのは、これは欠かせない一つのテーマではないのかなと、特に農業、とりわけ稲作農業につきましては、最近の転作強化によりまして、もう40%を超える転作率でありますから、幾ら規模拡大しても結局その転作でも帳尻が合わなくなるということでもあります。そうしますと、やはり今、県が示されるように躍進プランというか、それを手本にした、振興作物なりいろいろないわゆる農業の構造的な改革が求められているということではないのかなと。T P Pの問題はありますけれども、それらについてもそれらを見通したやはり一つの構造的な改革が求められているということではないのかなと思っております。いずれそんなことも当局もご承知のことですので、これを進める体制、あるいは財政的な措置、言ってみれば県の競争力強化躍進プランについての上乗せをするということだとか、いわゆる市としての一つの具体的な対

策をひとつ検討していただきたいものだなと思っております。さらには、それをこなしていくためには、やはり内部での組織機構のあり方とも関係しますので、ただ単に国からのその水田利用対策、国の政策を単にこなすことではなくて、地元ではそのこなした結果どうするかという具体的な対策を立てていただいて、やはり農業の所得向上にひとつ、そういうふうな政策を持ってもらえないものかなということ、その意味で質問を致しました。いずれそんなことで、ひとつ今、非常に農業も変わってきておりますので、特に後継者対策につきましては、所得、いわゆる間に合わない農業はやらないと。間に合わないところには人も寄ってこないということなので、結局は所得向上のための一つの具体的な対策をひとつ市農政の中で確立していただきたいという趣旨でございますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの再質問にお答えを致します。

1点めの若竹幼稚園がモデルなことは間違いありません。そして、今、19番さんがご指摘した措置費の問題で、やはり少子高齢化によって子供たちが少なくなった割には幼稚園と保育園の時間の差があるということで、厚労省も文科省もだんだん歩み寄りが寄ってきたといってもまだ壁はあると、これは事実でありますので、今後とも幼保一体化については推進してまいりたいと。

誇れるまちづくりの教育の一環だということについては、もう賛同を得たと思えますし、私もそのように思いますので実施していきたいと。

農業のことで県の100億円に上乘せする考えはないかということと、それから所得向上のことについても具体的な対策をすべきだと。そのためには組織機構も必要だということについては、そう思いますので、今後進めていくと。

最後に19番さんは、部分的な個別の教育振興でなくて、教育全般についての振興対策を、昭和地区のことも述べられておりましたが、全体的な教育振興という場も必要ではないかということについては、検討に値する提言だと思いますので、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（千田正英） 19番、再々質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩致します。1時40分から再開致します。

午後 12時07分 休憩

.....

午後 1時39分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） この度の定例会におきまして一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございました。

まず、総合発展計画についてであります。この策定に当たりました佐々木嘉一委員長、千田議長をはじめ35名の委員の皆様には敬意を表したいと思います。

地方自治法第2条第4項に基づく潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例によって、今定例会に基本計画（案）の議案が提出された。初日において確定したわけですが、これは潟上市事務の最上位に位置づけられるとともに、石川市長の2期めの理念、信念、信条が込められた潟上市発展の構想、基本計画と受け止めたい。

5項目にわたって所信をお伺いします。

一つめ、前期総合発展計画の進捗状況と総括の課題は。

二つめ、環境の変化に伴う後期基本計画構想改定の主な内容は。

三つめ、人口3万6,000人の設定と具体的対応策は。

人口は基本計画の根幹であります。市長は全員協議会の席上、3万6,000人には夢があると述べている。人口減少は予測を超える急速度で進んでおり、計画の最終年度、平成27年には3万4,000人を割り込んでいることも考えられます。市長の言う夢と現実の乖離がある。夢と希望は人間の生きがいですが、政策に与えるインパクトは大きい。砂上の楼閣であってはならないし、人口問題は自治体のサバイバル時代、生き残り時代への突入という認識が必要であります。

四つめ、芸術文化施設（文化会館的施設）、この整備は。

計画で検討するとなっておりますが、2014年、平成26年に開かれる国民文化祭に呼応して施設導入を図り、ハード・ソフト両面の文化充実をすべきと思います。また、文化財の保護と活用の専門職員の配置は、いつやるのか。石川翁資料館、伝承館であります。とのかかわりはどのようになりますか。

五つめ、実施計画の財政計画は、より情報開示を。

歳入歳出の表は粗いので、財政状況が事務的すぎます。年度別、項目別の設定など、

わかるような表に改定する必要があります。どのように対応しますか。

項目の二つめでございますが、都市計画についてであります。

都市計画法第2条に、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保すべきこと、ならびにこのためには適正な制度のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念と定めるものとあります。第34条第11号は、第33条の開発基準以外の市外16調整区域の開発行為であり、県からの権限移譲は潟上市においても第2条の基本理念に沿って対応すべきものと考えます。次の5項目について市長のご見解をお伺いします。

都市計画法第34条第11号は、条例設定をされたが、市がみずから宅地開発等の市街化調整区域開発についてどのような方針をとりますか。

二つめ、都市計画法第7条第2項には、おおむね10年以内の開発区域と規定されておりますが、10年過ぎたものは行政の責任です。例えば竜毛地区や準工業地帯について、どのように対応しますか。このことは農地の課税課題としても重要です。年度課税のみならず相続手続にも影響しております。

三、マスタープランに昭和工業団地に農産加工の高付加価値をとる6次産業化とありますが、内容と見通しはどのようになっていますか。

四つめ、大久保駅東西自由路の整備、大久保踏切が計画されておりますが、実現化は何年度を見込みますか。

五つめ、大清水地区に新しい駅設置検討と産業拠点の可能性検討とありますが、このことは旧昭和町においても検討課題であった。産業拠点というより住宅政策、国道7号線から天王へ通じる道路などの環境整備を図るべきと考えます。夢のある計画に向かって、どのようなアプローチをとりますか。

三つめ、道路整備についてであります。

1点めは、八郎潟ハイツは潟上市を代表する宿泊施設であります。また、周辺にはグラウンドゴルフ愛好者から人気があり、年間1万人を超える人々が楽しんでいる二荒山グラウンドゴルフ場や対外試合も多い飯田川野球場があり、地域一帯は利用者で活気を呈しております。しかし、このエリアに国道7号線上りから右折進入ができない。矢印の一方通行規制標識が小さいので見逃して右折し、交通反則金を支払うケースも発生しております。潟上市のイメージダウンになるのではと危惧されます。旧町当時は運動したが実現しなかったという話もありますが、往時と違い、高速道路に加え、7号線のバ

イパスと言われる秋田中央広域農道の開通によって道路環境も変化しております。高速道路と国道7号線間を一部拡幅し、高速関連で整備された山田入口のように右折車線を敷設されますよう石川市長の政治手腕に期待するところであります。

二つめは、潟上市が管理委託している八郎潟堤防管理道路は、市道千刈田中羽立線でもあります。この道路は潟上市クリーンセンターの搬入道路であり、漁業関係者、一般車両等の通行も年々増えている現状にあります。クリーンセンターから湖東農免道路まで2.8キロメートル、天王東排水機場まで1.7キロメートル、合わせて4.5キロメートル、幅員3.8メートルで交差に危険を伴うことが多いのであります。堤防側溝も30センチふたなしU型側溝、U字溝のため車の脱輪もあり、冬期はいちだんと狭くなり不安だという声が上がっております。対応策としては道路拡幅、農道交差部分での待避所、機能しておらない堤防U型側溝の埋め立て等々の道路改良諸施策について、どのように対処しますか。

最後の4点めでございますが、自治会長報酬についてであります。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に総務費自治振興費で自治会長報酬114名分、年間2万4,000円、273万6,000円が予算計上されている。この支出項目と支払方法についてたすものであります。

まず、自治振興に献身されております地域振興向上にご活躍されております各自治会長に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

今年には地方自治法の改正が見込まれ、地域主権改革が前進し、住民自治のあり方が問われる年になると見られます。これらの諸情勢から行政と対等の立場に立った自治会長のパートナーシップ、協働型行政も従来以上に増大するものと思われまます。全国の自治体調査においても、住民の意見・要望の伝達手段は自治会がトップであり、自治振興、とりわけ行政施策に果たす役割は大きいのであります。

自治会長報酬は、日頃の自治会活動、行政との連絡調整対応として支払っているものと見られますが、報酬支払いから費用弁償にするのが妥当ではないでしょうか。日当の最高額、現行は1万円ですが、を支給すべきであり、研修の場合は旅費計上すべきものと思料するものであります。また、自治会活動推進費補助金についても、将来、地区計画樹立のためのまちづくり条例等についても検討して、地域力を高めることも必要と考えます。

次の2点についてお伺いします。

一つは自治会長への報酬支払いの根拠は。

二つめ、報酬から費用弁償への条例変更はありますかということでございます。

以上、4項目について、宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の一つめ、総合発展計画についてお答えを致します。

1点めの前期基本計画の進捗状況と総括の課題については、今回の後期基本計画策定に当たり、前期基本計画の総括として各課班長クラスで組織する素案作成部会員による施策と個別施策ごとの検証シートを作成し、これまでの取り組みへの成果、課題や今後の方向性等を取りまとめ、後期基本計画の素案づくりを行っております。

前期基本計画に盛り込んだ具体的取り組み288項目の進捗状況を検討し、「完了・継続中・検討中・未実施」と分類した結果、実施や実施に向けた検討が行われていないものは17項目で、率にして5.9%でありました。このようなことから前期基本計画は、おおむね順調に遂行されてきたものと認識しておりますが、合併以前の旧町時代からの大きな目標でありました人口の増加対策が課題の最たるものであり、この実現が我々に課せられた責務であると考えます。

また、これまで各種施策の計画立案に当たっては、各種審議会、委員会等にお諮りし、公募等による市民の声を反映してまいりましたが、より以上に市民の声をいかに市政に反映させるかが議会、行政が果たすべき役割だと認識しています。そのようなことから、ただいま策定を目指している自治基本条例の持つ意義は非常に大きいと感じています。

2点めの環境の変化に伴う後期基本計画構想改定の主な内容であります。基本構想の改定についてのご質問と思われまますので、基本構想の主な改定内容についてお答えを致します。

ご承知のとおり基本構想は10年間の期間を定め、平成18年に議決をいただいております。本市長期経営の根幹となるもので、方向性に大きな変更点はございません。目標人口の3万8,000人から3万6,000人への修正、リサイクルプラザ整備の見直し、デマンド型乗り合いタクシー導入の検討、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進、国の農業政策の転換や戸別所得補償制度に対応した取り組み、「食菜館くらら」を中心とした農産物等の販路拡大や特産品開発、新庁舎建設の推進を盛り込んだことなどが改定の主な内容であります。

3つめの人口3万6,000人の設定と具体的対応策については、先の全員協議会でも申し上げたとおり、まちづくり計画とは夢と希望の持てるものでなければならないと思っております。人口減少は様々な悪影響が予想されます。幸いなことに本市は県都秋田市に接続するという地理的条件や若年層が多いという年齢構成から、施策の展開次第では人口維持や人口流入に可能性を持った都市であります。いわゆる34-11による土地利用規制緩和策の導入に期待を込め、幼保一体化施設の整備や母子保健の充実などによる子育て支援、企業誘致や雇用の受け皿としての各種産業振興などにより、目標人口に近づけてまいりたいと考えております。

なお、目標人口というものは各種政策・施策を展開する上での根拠となるものであります。仮にこれが人口減の目標であれば、何もしなくとも目標の達成は可能であり、施策を展開していくための目標根拠がなくなるものであります。人口増を想定した基本構想というのは、各種施策を展開する上での土台となるものであり、3万6,000人は実現可能な努力目標ととらえ設定したものでありますことをご理解いただきたいと思います。

四つめの芸術文化施設の整備ですが、芸術文化の振興につきましては、市民一人ひとりがゆとりと潤いを持ちながら心豊かな生活が送れるよう取り組んでいるところであります。

ご質問にありますように芸術文化施設の整備につきましては、この日本最大の文化イベントと呼応して行うことも大変重要と考えておりますが、文化振興という本来の目的を見据えながら、今後の整備計画を考えてまいりたいと思っております。

また、文化財の保護と活用の専門職員の配置についてであります。文化財の専門的知識は、市内文化財の調査・研究とその保存・保護の充実に図り、活用についても専門的知識を生かした情報提供が可能となり、市民の貴重な共有財産である文化財の保護・活用の面からも重要であると考えられることから、職員により高度な知識を修得させるため、研修等を通じて専門的な知識の向上を図ってまいりながら、職員の中にも学芸員の有資格者が2名いることも考慮し、職員の配置について検討してまいりたいと考えております。

また、郷土文化保存伝習館との関連につきましては、資料の調査・研究を通じて展示内容の更新や企画展など開催し、郷土の偉人石川理紀之助翁の偉業を伝えてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

五つめの実施計画の財政計画は、より情報開示をについてであります。

実施計画は、基本的に各事業の進行管理や予算編成などに活用する位置づけであることから、本市ではこれまで公表しておりませんでした。今回の財政計画の作成に当たっては、年度当初、各課に今後10年間の事業量調査を行い、その後の事業調整を経て作成したものであります。また、財政推計の際の根拠につきましては、実施計画に記載したとおりであり、これを導くためのバックデータとしては膨大な量がございますが、前期基本計画策定時や、これまでのローリング時と同様、計画の一貫性という観点からも財政計画として掲載する内容は、実施計画に示している表のとおりとする予定であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 4番藤原幸作議員の一般質問二つめ、都市計画についてお答え致します。

ご質問の1点め、市がみずから宅地開発等の市街化区域開発等についてどのような方針をとりますかにつきましては、市街化区域に限らず市街化調整区域においても宅地開発等については民間主導で行われることが第一と考えております。市と致しましても変動の激しい地域経済の動向について情報収集に努め、開発意向をお持ちの方に提供していきたいと考えております。また、市内にある市有地につきましては、有効利用を図るべく検討していきたいと考えております。

2点めの都市計画法第7条第2項に掲げる市街化区域の市街化されていない区域の対応と農地の課税課題につきましては、市街化区域内のまだ市街化に至っていない地区については、居住地にふさわしい地域として指定をしたものでございまして、インフラ整備もそれを受け入れるため優先的に整備してきたところでございます。しかしながら、経済状況の変化や住宅需要の減衰により土地利用転換が進んでいないのが現状でございます。今後も急激な宅地需要の増加は見込めないものの、市内外に開発可能地の存在をPRしていくことも検討していきたいと考えております。

市街化区域内農地の課税問題につきましては、平成21年度の秋田都市計画担当者協議会の際にも問題として取り上げられております。しかしながら、現行法制度では税率の算定基準は決められておらず、各々の市町村独自の税率を適用させることができないかとの税務担当部局の回答でした。このことについては、土地所有者が今後とも農業を継続していくとの強い意向があれば、逆線引き、生産緑地等への指定変更を検討していきたいと考えております。

3点めの都市計画マスタープランに昭和工業団地に農産加工の高付加価値化と6次産業化とあり、内容と見通しにつきましては、今後の農業経営において第1次・第2次・第3次産業をプラスした第6次産業化が非常に重要な要素になるものにとらえております。

本市においても天王グリーンランド内に平成23年4月にオープンする産直センター「食菜館くらら」で加工、直売機能の強化を図ろうと準備を進めているところでございます。

今後、国の6次産業化推進施策、秋田県の食関連企業の積極的な誘致活動等と連携し、昭和工業団地への関連産業の誘致に努めていきたいと考えております。

4点めの大久保駅東西自由通路の整備、大久保踏切の計画の実現化は、何年度を見込みますか、につきましては、都市計画マスタープランは将来への方針を示したものでございます。実現化につきましては今後の検討となりますが、しかしながら早期の実現化に向けての取り組みは進めなければならないと考えております。提示されました二つの施策のうち、より地域の要望や緊急性の高い大久保踏切につきましては、23年度当初予算に調査費を計上し、実現化の検討に入っております。

5点めの大清水地区に新駅設置検討と産業拠点より、住宅政策、国道7号線から天王地区へ通じる道路などの環境整備を図るべきと考えますが、どのようなアプローチをとりますかにつきましては、大清水地区に関しましては都市計画法第34条第11号の適用地区として、この4月にも指定する予定でございます。加えて、国道7号線沿道ということから商業系の利用も認める区域としております。都市計画マスタープランでは、この立地性から産業拠点との位置づけをしております。これは、この地区におかれている諸条件を最大に生かし、土地利用を進めていくことが最良との判断から可能性を検討するものでございます。それに誇示するものではなく、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、道路については市を東西に結ぶ道路は不足していることから、現道の拡幅や開発希望があった場合の市との協同施工等、あらゆる可能性を検討していきたいと考えております。

続きまして、三つめの道路整備についてお答え致します。

ご質問の1点め、国道7号線上り車線から八郎潟ハイツへの右折車線設置につきましては、ご承知のとおり八郎潟ハイツ周辺には二荒山グラウンドゴルフ場、飯田川野球場

のスポーツ施設、また、梅の里、フェリシモの森などの景観施設もあり、多くの方々が訪れております。

ご指摘の国道7号線上り車線の八郎潟ハイツ入口付近は直進規制がなされており、右折ができない状況となっております。旧飯田川町において公安委員会へ規制の撤廃を要望致しましたがけれども、道路の縦断線形により危険性が大きいとの判断により、かなわなかった経緯がございます。しかしながら、利用状況等により判断しますと、右折の方策について、いま一度公安委員会への要望と国に対し、右折車線の設置について協議してまいりたいと考えております。

2点めの八郎潟堤防管理道路、市道千刈田中羽立線は幅員が狭く、交差に危険であり、道路拡幅、待避所の設置および堤防側溝の埋め立て等の道路改良諸施策についてどのように対処しますかにつきましては、市道千刈田中羽立線は国から管理委託を受けて使用している状況から、拡幅等の道路を改良する際には、その用地等の使用も含め様々な協議が必要とされております。相当の期間を要するものと考えております。

しかしながら、多方面から藤原議員と同様の声が寄せられていることから、現状をとらえ、平成22年度に一部区間において独自の脱輪防止策を講ずることとしております。この結果を検証し、効果が大きいとなれば、全区間に延長していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 4番藤原幸作議員の一般質問四つめの自治会長報酬についてお答え申し上げます。

潟上市の自治会長は、潟上市自治会の設置に関する規則の第3条に基づき、各自治会から選ばれた代表者を市長が委嘱しています。現在114名の方々に委嘱状を交付しております。この規則で規定する自治会長の職務につきましては、文書、あるいは広報等印刷物の配布や地域住民の要望、あるいは行政関係諸団体との協調等となっておりますが、それ以外にも各自治会では日常生活の中で福祉・環境、あるいは最近は保健・防災活動など様々な問題を住民相互が連携・協力して、自分たちでできることは自分たちでやろうという住民自治の原点に立ちながら様々な活動を行っておりますことから、その労は大変なものがあるということで認識させていただいております。

ご質問の1点め、自治会長への報酬支払いの根拠でございますけれども、自治会長報

酬につきましては、潟上市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、年額2万4,000円を支給しております。この金額につきましては、合併協議により決定されたものでございまして、第15回合併協議会において自治会組織、当時は町内会等ということございましてけれども、の取り扱いについて会長の身分については自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職としたものでございます。この内容については、旧昭和町の方が2万4,000円ということでお支払いしておりましたので、旧天王町と旧飯田川町については、そういう支給の事実がございませんでしたので、当時は旧昭和町の例に倣い決定されたものでございます。

2点めの質問の報酬から費用弁償への条例変更につきましては、報酬から日当として支給すべきというご提案でございますけれども、先ほど自治会長さんの職務内容でご説明申し上げましたように、自治会長の役割や自治会活動のそのものが年間を通して多岐にわたることから年額の報酬と致しております。また、現在においても市が主催する行事に出席された場合は費用弁償1,000円を支給致しております。このようなことから現在の報酬を設定しておりますので、宜しくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番。

○4番（藤原幸作） まず、総合発展計画についてであります。中をちょっといろいろと読んでみますと「必要」という言葉が大変散見されるといいますか、蛇足で申し訳ありませんが、そういうことでもありますので、例えば見直しが必要であるとか、検討が必要であると。いわゆる第三者的といえますか、評論家的表現といえますか、そういうものについてはカットしますと大変中身がよくなるんじゃないかなという感じを受けたことをまず冒頭申し上げたいと思います。

それで、特にこの中では人口問題でございますが、前期では3万8,000人で行きました。そして今3万4,443人ということになりますと、かなりの人数、3万8,000人から3万4,443人というと3,557名でございます。このぐらい減少になっています。今、3万6,000人という目標でございますが、いわゆる国立の社会保障人口問題研究所では、22年度の人口が3万5,515名ということになっております。これは当局の資料でございますが、しかし現在もう3万5,515人から3万4,443人ということになりますと大幅に減っているわけでございます。この発展計画の最終年の27年では、当初は3万4,812名ということでございますけれども、この減る率は2%でございますので、それから考えますとかなり減少になるということございまして、私は人口減少は、これは避けることが

できないわけですが、それに対しましてどのような対応策をとるかということで、一番大きなのはやはり先ほど同僚議員からもありましたように、働く場所の問題、いわゆる雇用の問題が第1点、それから何といても住宅政策でございます。先ほど来都市計画の34-11が話題になっておりますが、いわゆるそれだけでなく、市として住宅政策をどうとるかということが2点めだと思えます。それから、いわゆる子育て関係の教育環境を含めて非常に大事でございますが、認定こども園の充実等もありますけれども、やはり医療費、今、就学前というものが中心でございますが、義務教育の関係で、その無料化をいかに図るか、これは非常に大きい要素であると思えます。今、地方自治法の2条の6項には、ほかの方とあまり競争するなという文言があるわけですが、私はやはりこれからの時代というものは、お互いに自治体同士が競争するぐらいのやはり腹構え、財政計画を踏まえなければならないけれども、そういうことが非常に大事だと。私は今、潟上市の人口増対策には、この三つあたりが緊急性を持っているのではないかと思いますので、今後十分考慮していただきたいと思えます。

それから、文化施設の関係については、合併当初にも5億円という見込みが立てられております。その予算がありまして、特例債を使うと4億5,700万円も使うというのがありますけれども、その後、ほとんどそのことは浮上しておりません。取り上げられておりません。これはやはり今後、潟上市の文化行政をどう進めるかの位置づけの中の大きな要素であると思っております。

それから、都市計画は十分にわかりました。そして、7条の2項については、私も国の都市計画法の改正の際に意見書を個人で出しました。しかしながら、その意見書はそのままで何も取り上げられることはなかったわけですが、このいわゆる都市化の問題は三大都市圏を中心にして展開している面があるじゃないかということで書いてやったわけですが、そのままになっていますので、これは先ほど部長の説明のように市町村でもってその算定が可能だというお話もございますので、速やかにやっていただきたい。やはり相続を延期している方もおります。そういう事情もございますので、宜しくお願ひしたいと思えます。

それから、最後の自治会長報酬でございます。私は報酬を払うなとかという意味ではございません。今、市長も協働のいわゆる行政ということ、いわゆる対話と協調の行政ということでございますので、相手はやはり対等だということではなければならない。今、協働型行政は全国でかなり進められております。秋田県ではそんなになんないけれども、近

隣の青森県から始まりまして青森県の階上町ですか、あそこら辺を中心にしましている
いろと進めているのは、その前提というのは、協働というのは、相手がやはり立場が同
じだということに入らなきゃだめだということが原則であります。そういうことから考
えまして、報酬というのは、これは従属するという面も少々、いわゆる町内会、自治会
の場合はあるんじゃないかということでございます。町内会の歴史はご承知のように40
年来、私も最初の町内会の役員でございますので、その際にもやはり戦後はポツダム宣
言によりまして、いわゆる隣組制度が廃止になったわけですが、40年になりまして急速
にその町内会が増えたわけでございますが、そういう歴史的な過程もあるということ
でございますので、いわゆるこの規則は全部市の方に自治会は協力しなければならないと
いう一方的な規則であります。これはやはり改正して、まちづくりのパートナーという
位置づけの規則に変えるべきだと思うわけでございます。そういうことで、金を払うな
というのではなく、もっと払ってもいいんだけどもそういう姿勢が非常に大事だとい
う意味でございますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原議員の再質問にお答え致します。

まず1点の文書中で「必要」というのがやたらに多いと、こういうことについては、
今後十分、係と精査していきたいと。

それで、いろいろ人口問題についてもいろいろありますが、これは大変な問題であり
ますが、いずれにせよ先ほども答弁したとおり、夢と希望のないものについては、やは
りいかにも味気がないという感じがしますので、その目標に掲げる、努力目標でありま
すけれども、それに近づけて一生懸命頑張っていきたいと。

それから、医療費の無料化ということについては大変提言をいただきましたので、で
きるかできないかは無にして、どの分野でその医療費が可能かということも調査したい
と。ちなみに子宮頸がんワクチン接種への補助をやったときは、秋田市の人から潟上市
へ引っ越していきますと、こういうことを言われたこともあったわけですが、今はどこ
もやっていますので、そういうような政策の展開も必要であろうと、こう思っています。

それから、自治会長については先ほど総務部長も答えましたが、かたくなにその説を
通すということでもないなので、要するに自治会長さんもやりやすいような方向で考えれ
ばいいと思いますので、是非それも検討して、あくまでもまちづくりのパートナーとい
うことでもありますので、そのようにして進めていきたいと。

それから、再質問にはありませんでしたが、道路問題について公安委員会にこだま県会議員と同行してお願いしていくと、こう思っています。

○議長（千田正英） 4番、再々質問ありますか。

○4番（藤原幸作） 終わります。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成23年度の諸事業を支える一般会計ならびに特別会計の予算案を審議する3月定例議会において、一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝を申し上げたいと思います。また、日頃、市政発展のためご努力をなされております当局に対しましても敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして、順次質問致しますので、市長はじめ教育長、関係各位のご答弁を宜しく求めるものでございます。

質問の1点めは財政問題についてお尋ねをしたいと思います。

市税の落ち込みと市単独事業の関連について。

平成22年は国の内外ともに政治・経済が大変厳しい一年であったということは言うまでもありません。長引く不況で政府においても景気回復を図るため、いろいろと施策を講じております。一向に回復せず、予想された国税も大幅に落ち込む現状であり、国民の生活維持のため、徹底して無駄使いを排除する事業仕分けなど、また、国債発行などで23年度の予算編成を行ったことはご承知のとおりと思います。

本市でも例外でなく、長引く不況から地方税、つまり市税の税収に大きな影響を及ぼしております。12月定例議会では、市税6,300万円の減額補正を行っております。当初の歳入見込み額から大きな不足が生じたことは極めて憂慮される状況です。地方行政事務は一般的に経常的なものが多く、住民福祉を保障するためには税収が激変するのは好ましくなく、安定していなければならないと思いますが、現段階でこれらに対する施策があるものか、今後の見通しなど、ご所見を伺います。

また、市税税収の落ち込みは市単独事業にも大きく影響をおよぼすものと思います。市としても限られた財源の中で市民生活の保障を第一に考え、徹底した事業の見直しなど、無駄使いを排除する事業仕分けが必要かと思います。例えば、すべての団体に対する補助金が適正であるか、また、各種検討委員会で結果の出ないもの、一地域一施設の

活用など、その他当局が見直しが必要と思うものに対し、廃止を含めた見直しも恒久的見地で必要不可欠と思いますが、そのお考えを伺います。さらに、市民生活にかかわる市単独事業の優先順位のお考えも伺います。

いずれにしても国も地方も大変厳しいこの難局をどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

二つめの災害問題についてでございますけれども、冒頭にニュージーランドで大規模地震が発生致しまして、被災者の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い救出を願うものであります。

それでは、見直してみよう本市の防災力について。

平成17年に国民保護法が施行され、地震や火災等の災害から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるよう対策が求められております。本市も防災対策として避難所の指定、確保や防火水槽、消火栓の設置など、防災基盤や緊急時の体制を整備していることは承知しております。

地震、風水害、つまり災害は、いつ起こるかわかりません。一例を挙げますと、震度7の地震では、まず16年前の阪神・淡路大震災、そして平成17年、福岡県西方沖地震、平成16年・19年、新潟中越地震、同20年、岩手・宮城内陸地震等です。これらから得た教訓として、災害規模が大きければ大きいほど消防、警察など公序はすぐ得られないのが現実だと言われております。災害時にまず重要なのは、自分の命は自分で守り、自分が助かったら誰かを助ける、大切なことは、我が地域は自分たちで守る、つまり共助・互助です。大震災で救助された95%が地域の住民に救助されたことは厳粛な事実でもあります。大切なのは、風水害や震度7を想定した地域コミュニティの防災力をどう高めていくかであります。それぞれの地域で自主防災組織を立ち上げ、個人個人が防災行動力を身につける行政指導も必要不可欠だと思います。取り組みの一例と致しまして、まず一点めは、衆知を集めて防災マップ作成、二つめと致しまして災害弱者の誘導訓練を実施する、三つめと致しまして行政策定の避難計画の再検証、四つめと致しまして災害時救助の物品備蓄等につきまして、以上4点についても伺います。

災害は忘れたころにやってくるということわざがありますけれども、本市の防災力をいま一度検証していただきたく、ご所見を伺います。

次に、教育問題について。

幼児、児童生徒の虫歯対策についてお尋ねをしたいと思っております。

本市でも成人病、がん、その他の病気の早期発見を目的に、毎年、健康診断を行い、相当な予防法がとられておりますが、児童生徒の虫歯予防に対し、どのような対策を講じているものかをお聞かせいただきたいと思います。

虫歯は他の病気のように1%から5%ほどかかっているという程度ではなく、大人になるとほとんどの人がかかっています。虫歯の予防は乳幼児期から始まるものと言われております。家庭、学校、一体となって予防していかなければならない問題だと思っております。現在、我が国では歯科医師が約10万人ぐらいいると言われております。この先生たちが一日15時間ぐら働かなければ治療しきれないほど虫歯があるそうでございます。現代っ子が弱いのは歯、それから目、さらにのどと言われております。市内の園児、小・中学生の虫歯罹患率を全国と比較した場合、平成21年度調査から全国59.63%、潟上市が67.5%と全国平均より虫歯にかかっている子供が多いということがわかります。健康な子供の口の中には20本の乳歯が、大人の口の中には32本の永久歯が生えていると言われております。しかし、現在の子供たちの半数以上が虫歯に侵され、食べ物を十分噛める状態でなく、発育盛りの子供たちが虫歯によって健康そのものが侵される恐れがあります。いずれにしましても幼・保育園、学校、保護者が一体となって取り組んでいかなければならない問題だとも思っております。ある市では幼・保育園、小学校の給食後にフッ素でうがいをしているところもあり、歯科医師のお話では、虫歯の予防に大変成果があると言われております。また、南秋地区のある町では、児童生徒の歯科受診料を全額助成しているところもあります。

以上、参考までに申し上げましたが、教育長は科学的見地を含め、これらに対しどのようにお考えなのか、ご所見をお伺い致します。

次に、教育問題、体育協会の法人化についてお尋ねをしたいと思います。

本市は市民がスポーツレクリエーション活動を通じて、健康と体力の維持増進を図り、楽しみを生み出し、仲間同士のふれあいや地域の人々の交流を深めることで、より豊かな生活を過ごすことが重要になっていると言われております。本市には総合体育館、野球場、テニスコート、プール、グラウンドゴルフ場など様々なスポーツ施設があります。他市ではこれらを運営管理するため民間活力の導入を図っているところが多々あります。現在、県内13市中法人化をしている施設管理運営をしているところは4市、また、法人化に向け準備を進めているところが3市で、指定管理者制度も含め検討中であるという結果を得ております。

本市の場合、外郭団体である市体育協会に運営費として100%の補助金を支出しておりますが、これからの時代にはふさわしくないと思います。国も地方も財源がますます厳しくなっていく今こそ、行政改革が必要であり、民間活力の導入を図るべきだと思います。本市も指定管理者制度も含め、法人化に向けメリット・デメリットを精査し、検討してはいかがなものか、そのご所見を伺います。

以上、1回めの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村 武議員の一般質問の一つめの財政問題、市税の落ち込みと市単独事業の関連についてお答えを致します。

12月定例会における市税の減額補正につきましては6,300万円の減額のうち、個人市民税は5,100万円、納税者の修正申告等による固定資産税分は1,200万円でありました。

減額補正額の大きい個人市民税については、22年度当初において前年比6.76%、約6,500万円を減額して予算を組みましたが、予想以上の所得の落ち込みにより新たに5,100万円の減額補正を行ったものであります。

また、委員会の審議においても、もっと数値を当初の段階で十分検討すべきとのご指摘を受けており、平成23年度予算編成に当たっては、このことを十分留意し、計上させていただいたものであります。

さて、国は23年度地方財政計画の中で地方税の伸びを1.6%増と見込んでいます。特に法人税の伸びを10.7%と見込んでおり、また、個人市民税でも1.4%の増を見込んでおります。これらを踏まえ、23年度当初の市税収入の推計に当たっては、伸びを見込んでいる数値を漫然と使用することなく決算見込みの数値をベースに予算計上を行い、市税現年度分の伸び率を0.1%に抑え、さらには個人市民税では決算見込み数値の0.8%、法人市民税で0.6%、固定資産税で0.8%、たばこ税で0.7%と、いずれもマイナス率で計上しております。

施政方針の冒頭でも述べましたが、昨今の厳しい社会経済情勢の中で長引く景気の低迷は一朝一夕で解決できるものではなく、現段階では税収の見込みを的確に把握し、地方交付税など他の財源とバランスよく予算を編成し、事業等を推進していくことが市政の安定的な運営には不可欠と考えております。

今後の税収の見通しについては、増収そのものが見込めない中で滞納者の収納率の向上と新たな滞納者を出さない、きめ細かな電話等による督促、納税相談を実施してまい

ります。

また、市税を安定して確保するため、企業誘致や地域経済の活性化等々様々な施策を講じています。合併以降、県と連携して企業誘致活動を行い、昭和工業団地へ5社を誘致しています。また、産直センター「食菜館くらら」を拠点に農林水産業を軸とした地域産業の振興と雇用の創出を図りますし、住宅リフォーム事業補助金を継続して、地元建設関係事業者の活性化を図ります。これらの施策などは市税収入の増加につながるものと期待しております。

財政運営に当たって必要なのは、自主財源の確保とともに歳出の見直しがあります。限られた財源の中で市の総合発展計画に掲げられた事務事業を推進するためには、歳出構造の徹底した見直しが必要であります。平成23年3月に策定された潟上市第2次行政改革大綱や平成20年10月に提出された潟上市補助金等審査委員会提言書により着実に行政改革を進めておりますし、22年度は地域集会施設体制見直しに向け、市内33カ所で地域との意見交換を行っております。

市民生活にかかわる市単独事業の優先順位に対する考え方でございますが、市民ニーズの多様化や情勢の変化等に的確に対応する行財政運営を行うためには、財政事情や緊急性、市民の意向等を勘案し、取捨選択の上で優先順位がつけられていくこととなります。限りある財源の重点化を図りながら市民の安全・安心を重視した施策や市民生活に密着した地域要望に配慮してまいります。

なお、市単独事業の中で最も大きい事業は新庁舎建設であり、合併特例債を活用するためにも平成26年度までの優先順位の高い事業と考えております。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） それでは、15番西村 武議員の一般質問の二つめ、見直してみよう、本市の防災力についてお答え致します。

近年、災害は大規模化、複雑多様化の傾向にあり、各地に予期しがたい被害が発生しております。災害はいつどこで起こるかわかりません。災害に対して市民に不安を与えないで安心して安全な生活をしていただくため、防災について常に万全を期すよう努めております。災害が起きて一番大切なことは人命でございます。人命を救うことが一番大切でございます。市では平成19年3月に防災マップを作成し、全戸配布しております。大切なのは防災マップを身近に置いて、災害が起きたときどこに避難すればよいのかを、何を持ち出すのかを常日頃から備えておくことが大切でございます。日頃、市民一人ひ

とりがこうした意識を持つことが大切であることから、地域の自主防災組織に積極的に参加することで、自助・共助が発揮されるものと考えています。

自主防災組織の育成については、これまで自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、6地域が活動しております。これからも助成金を活用しながら積極的に進めてまいります。

災害弱者対策についてでございますが、平成22年3月に災害時要援護者支援計画を策定しており、救援活動がスムーズに行えるように関係機関等連携しながら対応してまいります。

昨年5月26日の防災訓練では、わかば園、羽城中学校で飯田川羽立神明自主防災組織による初期消火活動であるバケツリレー、避難訓練等を行っております。

23年度は、毎年5月26日に行っております市の防災訓練と10月27日に男鹿潟上南秋総合防災訓練の当番になっていることから、潟上市内で総合防災訓練を行う予定でございます。

市では、こうした訓練を通して災害時に迅速に対応できるように備え、必要に応じ防災マップ、避難計画の再検証を図ってまいります。また、災害時の備蓄についても、毛布、カンパン、紙おむつ、ストーブ、投光器等、各施設に分散して備えております。

防災計画の見直しにつきましては、上位計画であります県の防災計画の見直しが22年度に行われており、これを受けて市町村が見直すことになるため、早くても23年度以降になると考えております。

今後とも防災力の向上に、なお一層努力してまいりますので、今後とも宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） それでは、15番西村議員の一般質問の三番め、教育問題、幼児・児童生徒の虫歯対策についてお答えしたいと思います。

はじめに、潟上市の幼児、児童生徒の虫歯の現状についてご報告申し上げます。

平成21年度の3歳児の虫歯の本数は、潟上市1.45本です。秋田県が1.46本、全国が0.87本、12歳児の虫歯の本数は、潟上市2.70本、秋田県が2.23本、全国が1.40本となっており、国・県と比べて虫歯にかかっている子供が非常に多い状況であります。

次に、幼稚園、保育園、小・中学校での虫歯予防の取り組みですが、学校歯科医によ

る虫歯健診をはじめ、給食後のマイ歯ブラシ・マイコップ持参での歯磨きタイム、それから日常の歯磨き指導、保護者と子供の歯磨き教室、6月のむし歯予防デーにあわせた重点指導などを実施しております。

また、保健だよりでの早期治療の呼びかけ、学校歯科医による指導助言や講話、栄養士による虫歯予防効果のある食事指導など、家庭や保護者への啓蒙活動も行っております。さらに、市健康推進課では、小学生の歯磨き指導として、歯科衛生士と保健師が全小学校を訪問してブラッシング指導などの事業を実施しており、幼稚園、保育園においても要請があれば指導に出向いております。

また、3歳半児の健診で虫歯のない子供を毎月の市広報に掲載し、虫歯ゼロに対する意識の啓発にも努めております。

さて、ご質問にありますフッ素でのうがい、いわゆるそのフッ素化洗口ですが、これはフッ化ナトリウムの水溶液でぶくぶくうがいをする虫歯予防の方法で、効果があるとして国や県でも推進しております。全国ではおよそ4割に当たる690市町村で実施、県内でも今春から秋田市や能代市、あるいはにかほ市も今日の新聞にも出ていましたけれども導入することが決まっており、県内の公立小学校においては実施、あるいは実施見込み、一部地域で実施というのは25市町村中13市町村に達しております。

しかしながら、このフッ化洗口については虫歯予防の効果と安全性は立証されているものの、フッ素をめぐっては誤飲や体への影響などを懸念する声もあり、学校での集団洗口に不安を持つ保護者や教職員も多いこともまた事実であります。仮に集団実施するとしても保護者の同意が必要であり、フッ化洗口をする子供としない子供がいるということで、学校側から子供間で混乱が生じることも懸念されます。このようなことからフッ化洗口の導入については、健康推進課と教育委員会、それから現場であります保育園、幼稚園、学校などの現場、それから歯科医師、薬剤師など関係機関と十分な連携をして市としての方針を慎重に決めてまいりたいと思います。保護者からの理解が得られれば実施に向けて検討していかねばならないと考えております。

また、歯科受診料の助成についてですが、井川町や県南の東成瀬村では、児童生徒の歯科治療費を自治体が全額負担しておりますが、潟上市では要保護児童生徒の歯科治療に対して医療券を発行して治療を勧めております。

しかしながら、医療券を発行してもなかなか受診しないという実情もあります。その効果については疑問があるところです。

「健康かたがみ21」の平成21年3月の中間評価では、アンケートの結果、3歳半児の虫歯を持つ子供の割合が改善され、小・中学校においては虫歯を持つ割合、虫歯の未処置率は低くなってきており、目標値に近づく傾向があります。

しかしながら、虫歯は指導しているにもかかわらずなかなかその効果が上がらないという厳しい実態がありますので、この後も引き続き健康推進課と教育委員会が連携を強化し、歯の大切さの普及について、より一層取り組んでまいりたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 15番西村 武議員の一般質問の四つめの教育問題、市の体育協会の法人化についてお答え致します。

現在、潟上市体育協会には21競技団体が加盟し、総会員数は2,132人です。各単位協会においては、各種スポーツ競技の普及拡大を図るべく、市民を対象としたスポーツ大会や小・中学生のスポ少、部活動の指導など、日夜ボランティア精神を持って精力的に活動を広げております。

しかし、本市体育協会は関係者のほとんどが仕事を持つかわら各種競技活動をしているのが現状であります。事務事業においても完全に自主自立をした組織体制となっていないことから、協会組織の体制強化は重要課題となっているところであります。

このような状況を踏まえ、ご質問にありますとおり法人化が考えられますが、本県においても13市の体育協会のうち秋田市が特例民法法人、大館市、北秋田市、男鹿市は一般財団法人、また、民間活力を導入している能代市はNPO法人による組織体制となっております。

本市においても体育協会の法人化に向けて役員会および理事会において検討されておりますが、一般財団法人、あるいはNPO法人に向けての話し合いが現在持たれているところでございます。特にNPO法人は特定非営利活動を行うことを主たる目的として設立されるため、資本金が必要ないことから、このような法人化を視野に入れながら体育協会と検討しているところでございます。

また、体育協会の運営につきましては、単位加盟協会からの会費と県からの補助金、そして市からの補助金で運営されております。ご指摘にあります市の補助金については、市民等からなる補助金等審査委員会の提言を受け作成しました補助金等見直し計画では、判定Bの縮小であります。このほか市補助金の裏づけによる体育協会の表彰式典は市で

実施すべきであることなどのような批評もございます。このようなことから、今後の体育協会のあり方については、市スポーツ振興審議会への諮問も視野に入れてご審議いただくことも一つの方策かと考えております。

市としても法人化が図られることで行財政改革の観点から、民間委託や事業の委託が可能となるほか、民間活力によるスポーツ振興が促進されることがメリットに期待するものがあります。本市体育協会の組織強化について、一層の自主自立した事業運営できる団体組織としての考え方が喫緊の課題としてとらえていただきたいと思いますと思っているところでございます。

潟上市のスポーツ振興を推進するためには、各種スポーツ団体との連携、協力を、より深めることが重要であり、その一翼を担う潟上市体育協会の組織体制が確立されることでスポーツ指導者の確保や育成によって地域力が高まり、市民の健康づくりや競技スポーツの向上、青少年のスポーツ人口の拡大が期待できるものと考えております。今後は市体育協会と十分に協議を重ね、適正で円滑な団体運営ができるよう指導してまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。15番。

○15番（西村 武） まず1点めですけれども、今、先ほど市長からもご答弁をいただきました。市税の落ち込み、あるいは市税を安定させるためには、市長からはまずその企業誘致、雇用の拡大、そういったものが必要であるというご答弁をいただきましたので、まさにそのとおりだと私も思います。長引く不況の中で、今年も当初予算から昨年と比較してみますと、まず3,065万4,000円、これが減額計上になっておりますけれども、この内容等につきましてはよく理解しておりますが、まずひとつ先ほど申されましたように努力をしていただきたいと思います。

それから、一地域一施設でございますけれども、例えばその地域によって、ことぶき荘、あるいは分館、児童館、こういうものがありますので、よくその地域の住民と相談をしながら、廃止するものは廃止した方がいいんじゃないかということでございますので、その目処等につきまして現在その計画をしている段階だと思っておりますので、大体いつ頃こういうものを実施していくものか、その辺のところもひとつお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど市民生活にかかわる事業実施につきましては、市長から申されまし

たように、この新庁舎が今一番大事であるというご答弁をいただきましたので、まさにそのとおりだと思います。この新しい庁舎を建てまして、そこに新しい市街地を形成されまして人口を増やしていくと。要するに34条の11を利用して積極的にひとつ頑張ってくださいと思います。

それから、二つめの質問でございますけれども、この地域防災施設を立ち上げるということに対しましては、現在6地域でその地域組織を立ち上げているとなっておりますけれども、これは何で6施設なのか、あとほかにはいないのか、その辺のところをもう少し詳しく説明していただきたい。

また、この間、あるところの地域の集会に行ったときに、自分の地域の避難場所とか危険な場所、そういうところがよくわからないという人がおりますので、先ほど部長の方からはそういうふうに周知徹底しているというお話もありますけれども、再度ひとつその辺のところを考えていただきたいと思います。

それから、例えばこれは大災害を想定したものですので、その災害弱者の誘導訓練等というものにつきましては、例えば災害弱者の登録制、そういうものを実施した方がいいのではないかと思います。そして、その計画に従って時々訓練をするとか、こういうものも必要じゃないかなと思いますけれども、その辺のところについてもそのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、例えば行政施策の避難計画の再検証というのは、やはりこの地域防災組織を立ち上げた以上は、やはり地域の企業、あるいはその事業所などと、また自治会がよくそういうものを協定しながら進めた方がいいのではないかと思いますけれども、その辺のところについてもお考えをいま一度お聞きしたいと思います。

それから、三つめですけれども、これは先ほど教育次長からご答弁がありました、当然学校へ先生が出向いて歯の健診をするということは承知しておりますので、ひとつ今後とも、これ年に何回やるものとか、その辺のところをちょっとお答えいただきたい。

そして、私も時々学校医のところにも行ってお話を聞きますけれども、やはりフッ素というのはそんなに体に影響があるものじゃないので、これは是非とも進めた方がいいんじゃないかと、こういうお話をいただいておりますので、是非ともこのことについてはよく保護者と相談しながら検討していただきたいと思います。

それから、受診料の全額助成、これは先ほど教育次長からもご答弁がありました、要はまず潟上市はどうするんだと、こういうことをひとつ考えていただきたいと思いま

す。そのことにつきましても、せっかくその無料受診券ですか、そういうものをあげても行かないとかどうのこうのとそういう問題じゃなくして、やはりこの政策を行うか行わないか、これは市長からもお聞きしたいのですけれども、その辺のところをひとつ検討していただきたいと思います。

最後に四つめですけれども、先ほど教育長からもご答弁がありました。この一般法人化です。財団法人、一般法人、ありますけれども、能代市の場合はNPOということで、その施設管理等も含めまして自分の協会は自分たちの財源を確保して、より足腰の強いそういう協会をつくると、こういうことを目標にやっているそうでございますので、その辺のところもひとつよく考えていただきたいと思います。

メリットですけれども、メリットのことにつきましても先ほど教育長からお話がありました。民間活動を利用して活発な活動を展開したいというようなことだと思いますが、まず今まで私はこの体育協会のデメリットというのは、これまで補助金の使い道など、いったん補助金をあげますとどういうふうに使っているか私どもには明確に示されておりませんので、その辺のところはまず大事じゃないかと思えます。法人化にしますと、これはメリットになりますけれども、決算時にそういうものが今度あらわされてきますので、そういうところもこの法人化にするというメリットがあるのではないかと思いますので、教育長、その辺のところにつきましても、もう一つは、検討するとしますと、今、潟上市も役員や理事で法人化に向けて検討中であるというご答弁をいただきましたので、じゃあその検討する期間、それがいつ頃になるのかその辺のところもあらわしていただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番西村議員の再質問の一地域一施設の活用と、その他当局が見直しが必要と思うという質問についてお答えしたいと存じます。

これについては平成23年度に地元の自治会と十分協議してまいりたいと考えております。それを受けて平成24年度から3カ年で実施を考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 15番西村議員の再質問についてお答え致します。

まず、要援護者の件でございますが、現在登録を進めていくということでございます。

それから、自主防災組織がなぜ6なのかということですが、これはあくまで各自治会が体制を整えてから申請するということですが、当市の場合、18年度が1回めということで、18・19・20・21・22と1自治会、もしくは2自治会が申請してオーケーになったということで、たまたま6となっております。

それから、この後についてもそういう手続きが整いました自治会については、積極的に市としても指導していきたいと考えております。

それから、もう一点ですが、避難場所等がわからない住民がいるということですが、ここにもありますが、防災対策と避難マップ等も全戸配布しておりますが、ただ配っただけでなくて、今後はもう少しPRを重ねて、皆さんに側に置いて常に見てもらおうという体制を進めていきたいと思っておりますので、今後ともひとつ宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） 3番めの虫歯の問題の再質問にお答えしたいと思います。

三つあったと思います。年に何回行われているかということと、フッ化について積極的にやった方がいいのではないかと、それから助成についてもきちっとやってほしいというような意味だと思っておりますけれども、歯科健診については年1回です。それから、あとそれぞれの講座とか教室は随時行っております。園の事業とか、学校の事業の中で行っているものもございます。それから、歯ブラシの、毎日給食後にやるのは毎日ということになりますけれども、そういう形で行われているということでもあります。

それから、フッ化洗口についてですけれども、秋田県はどちらかというと消極的な方の部類に入っております、秋田市も含めてかなりの市ではやっておりませんでした。それもWHOとか保健機構、そういうことから危険があるかというような解釈もありまして進んでいなかったということが事実です。去年、今年あたりになりましたから秋田市、それから各3市ぐらいですか、やるとしておりますし、こちらの潟上市の方でも是非保護者も現場も、それから歯科医師含めて、そういうことがやるという形が出ますと積極的に推進していきたいなと思っております。

それから、助成については先ほどもちょっと申し上げましたが、助成をしてもなかなか今のところ受診が進まないというところもありますので、そういうところを十分検証しながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつ宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 補助金の明細化ということですが、現在3月31日までの支払い関係があるわけです。そういう意味では、市の補助金は210万円ですが、決算までにはこの後もう少し詳しい数字が出てくると思いますので、ご理解願いたいと思います。

それから、法人化の検討する期間、いつ頃までなのかというお話だと思いますが、スポーツは競技スポーツ、あるいは生涯スポーツ、あるいはそのほかスポーツ少年団、学校の部活、いろいろなものがございます。さらに今、地域総合スポーツクラブを立ち上げまして、中学校区を一つとして、羽城地区についてはもうできております。天中、南中地区について、このスポーツクラブの発足に向けて今年から来年にかけてきちんとスタイルを決めていくということです。そういう意味では、法人化の検討をするという期間としては、来年まではその総合型スポーツクラブということを含めると、恐らく2年から3年ぐらいの間までには何とか体育協会の方とも役員さんの方ともいろいろお話しをまいりたいという考えを持っております。ここには11番、16番さんの協会の役員さんもおられますので、その点ひとつ今後とも宜しく願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） なし。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終わりました。よって、本日はこれで散会します。

なお、来週28日、月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時05分 散会

